

日本弁護士連合会臨時総会報告
2023年3月3日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2023年3月3日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で本人出席が373名、代理出席が9,203名、会出席が42名の合計9,618名であった。

また、事前に弁護士会から書面によって提出された議決権の数は10個、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は962個であった。

なお、外国法事務弁護士の本人出席は1名、代理出席が21名、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は2個であった。

総会は、谷真人事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

開会前に事務連絡として、総会開催に当たっての新型コロナウイルス感染防止対策について御案内を申し上げる。

手洗い等の実施、アルコール消毒液の使用及びマスク着用にご協力をお願いする。マスクをお持ちでない方は、事務局に予備があるのでお申し出いただきたい。体調不良と見受けられる場合には、接触型の体温計による検温を実施させていただき、入場をお断りする場合があります。

マスクを着用していただけない場合や、開会後に体調不良と見受けられる場合、退出をお願いすることがある。

御発言される際は、必ずマスクを着用したままでお願いする。出席者が、クレオ内に収まらないときには、2階ロビー及び1階エントランスにも議場を設けているので、クレオが満席になり次第、2階ロビーから順番に議場として開放する予定である。

次に、今回の総会は、各弁護士会及び支部の会議室でのインターネット中継による傍聴を導入している。また、本日の録画動画は追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。

小林元治会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

今日は、3月3日ということで、非常にいい語呂の日だと思う。本当に前会長の荒会長は大変御苦労されたと思うけれども、こうやってまた皆さんとお会いできて総会を開けるのは、会長としてもとてもうれしい限りである。

先日、理事会の出席に関して、これまで疾病、傷害、そういった場合だけに限られていたテレビ会議での参加、これに小学生以下の子どもの育児あるいは親族の介護といったものも加えて、テレビ会議にもできるだけ介護ケア責任を負う方々が参加しやすいようにしていくという理事会運営要領も変えさせていただき、2月の理事会では、御報告をさせていただいたところである。

今日は、せっかく皆様こうやって一堂に会していただいた。枢要な、これまで日弁連をけん引してこられた各会の皆様方とこうやってお目にかかったので、時間はできるだけ短めにやらせていただくけれども、私のほうから五つばかりお話をさせていただきたいと思う。

まず、一つ目は、旧統一教会の問題である。昨年7月8日、安倍元総理の銃殺事件以来、この問題が社会的な耳目を集めた。日弁連は、9月5日から先月の末まで統一の無料ダイヤルを設置した。この間、1,496件という極めて多くの、しかも深刻な法的課題の相談が寄せられた。

あわせて、国もダイヤルを設けたが、今は法テラスに靈感商法等対応ダイヤルということで、昨年から継続しているし、弁護団として、村越元日弁連会長を団長とする全国統一教会被害対策弁護団が結成されて、先月の22日には、統一教会側に対して集団交渉の申入れをされた。

そして、改めて法的な手続も準備をされているということで、私ども日弁連は、この活動を全面的に支援してまいりたい。今、全国の弁護士会から複数の方がこの弁護団に参加をされて一生懸命に聞き取り、そして解決に、被害者救済に向けての活動を開始されている。引き続き全国の皆様方、どうかこの弁護団の活動に対しても、格別の御支援を賜りたいをお願いをする次第である。

二つ目は、日弁連、私どもの1年目は幾つかの課題を提起させていただいたけれども、ダイバーシティ&インクルージョンの課題である。今、男女共同参画だけではない。LGBT、障がい者、子ども、病気を持っている方々、様々な多様な方がこの社会には生活をされている。

こういった方々に対して、私どもはその違いを認め、尊重し活かしていくと、そういった視点から、活動を展開していかなければいけない。そして何よりもまず私たちの足元から、ジェンダーバイアスを除去する。そのためには、セクハラであるとか、パワハラであるとか、こういったことも根絶しなければいけない。場合によったら、アンケート等も実施し、それに基づく啓発プログラム、こういったことも作りながら私たちは自戒自重しながら、その研修も充実させて社会に発信をしていかなければいけない。

今、多くの課題がある。同性婚の問題、LGBT理解増進法案の問題等々もある。このダイバーシティの課題は、非常に広がりのある課題である。企業は、企業利益の追求のた

めにD&Iについて提起されている。

しかし、私たちは、社会的な価値、利益そういったものを追求する使命がある。人権と社会正義という大きな旗を立てながら、こういった課題にも積極的に取り組んで社会に発信をすると、そういう活動が必要になってくると思う。このダイバーシティの問題は、政治の多数決によっては確保できない少数者の権利・利益、こういったものを守っていく、そういう司法の役割を私たちの使命の中で、そういうフィールドの中で実現をしていかなければいけないとても重要な課題であると考えている。

そういう意味で、今年度は、D&Iのワーキンググループも作り、勉強会もしているけれども、更にこういった活動を始めるに当たっては、D&I宣言というような形で、日弁連としてのまとまった提言を社会に向けて発信をしていくと、そういったことも次年度の大きな課題として提起をさせていただきたいと思っている次第である。引き続き、皆様方の御協力もお願いしたいと思う。

三つ目、谷間世代の課題である。御承知のとおり、65期から70期までの谷間世代に対する救済、これは、日弁連は20万円の給付という形で支援をさせていただいてきた。

しかし、国による統一的な公平な給付、支援というのはできていない。修習給付金という形で、71期は13万5,000円の基本給付は実現をした。これは、中本執行部で実現をされた。

しかし、65期から70期までの裁判官、検事も入れると約1万1,000人の方々が取り残されている。谷間として残っている。この谷間の皆様方に対して、私たちは、引き続き支援をし、そして取り残さない。社会的な紛争を解決していくという使命が、法曹三者にはある。その法曹を支える重要な法曹三者に対する支援、紛争解決のシステムを支える社会的なインフラである。そのインフラを支える法曹に対する支援、こういったものも私たちは、継続してやっていかなければならない。決して谷間世代の方々を見過ごして、もうこれは終わったものだということで放置するわけにはいかないと思っている。

今、新里本部長代行を中心に、各地でシンポジウム等々も展開されている。1月23日だったか、国会の初日には、ビギナーズネットの皆さんを中心として寒い中を青色のTシャツを着て、ビラを配っていた。

永田町、霞が関では、何をやっているんだということで話題になった。この谷間世代については、今、国会議員の皆様方の中でも話題になっている。713人の衆参両議院の皆様方の約半数近くに達する方々から議員メッセージも得られている。もう一步で過半数を超える。これをもっともっと3分の2、更に増やして多くの国会議員の方々の賛同も得たい。

そして、今は経済界、労働界、消費者団体あるいは日本医師会であるとか、日本歯科医師会、そういった方々の賛同も徐々に徐々に得られつつある。大きな運動の輪を広げて、

私たちは、この谷間の皆様に対する頑張りに応じて、そして一緒にこの方たちと、この方々は本当に私たち法曹、この未来を担われる方々である、この1万1,000人は。そういう意味で私たちは、皆様方とともに連携を図りながら、この問題に対応し運動を盛り上げていきたいと考えているので、どうぞ引き続きの御支援を賜りたいと思っている次第である。

四つ目は、再審法の改正の課題である。御承知のように先週27日、日野町事件の再審、これは大津地方裁判所の再審決定に対する即時抗告が棄却され、再審決定が維持された。私は、会長声明を出させていただいたけれども、検察当局はこれには特別抗告をしないで、これを確定し、早く再審公判に入るということを望みたいと思う。死後再審としては、初めてになるかもしれない。しかし、大津地裁決定から既に4年半を経過している。そういう意味では、一刻も早く再審公判に入ることが望まれる。

そして、いよいよ3月13日の午後2時には、東京高等裁判所における袴田事件の差戻審の決定が出る見込みである。私どもは、袴田事件について本当に大きな運動も展開してきた。この事件に再審決定が出て、公判に移行できるということを強く望んでいる。

昨年6月、再審法改正実現本部を日弁連の中に設置し、今オールジャパンで各地に運動展開をさせていただいている。鴨志田祐美本部長代行は、本当に八面六臂の活躍で、今日もどこかに行っておられると思うけれども、全国で運動展開に本部の皆様方とやっておられ、各地の先生方にも大変な御協力を頂いている。

人がやることだから過ちもある。しかし、その過ちを是正する、そういう是正する制度、そういうものがこの社会にない。これがとても大きな過ちだと思う。この大きな過ちを是正する運動、これが再審法の改正である。証拠は必ず出させていただく。そして、決定が出れば不服申立てはしないということで、速やかに再審公判でえん罪の被告人の人権を守っていく。これはとても重要な課題である。そういう意味で、引き続き皆様方にも御支援を賜りたいと思っている。

最後である。法律扶助と国選弁護報酬の課題である。法律扶助の課題は、今日、第4号議案として提案をさせていただいている。昨年6月から、日弁連、法務省、法テラスの間で、勉強会を開催させていただいている。

私たちは、今日の議案にもあるように、応能負担、原則給付、そして対象事件もやや広げながら、この法律扶助制度が持続可能なものとして存続していくためには、法律扶助報酬の適正化、増額を目指した運動を展開していかなければならない。その大きな旗を、各地の皆様方に御議論いただいて、多くの御賛同を頂いているけれども、今日の皆さんの満場一致で、この大きな旗を掲げて、さらに現在の償還制、これは本当に借金である。利息のない借金、こういった制度をとっているのは日本だけである。先進国は、こういう制度はもうやめているわけで、給付に切り替えている。

利用者負担の軽減を図りながら、併せて私どもの報酬がしっかりと労力に見合うものになっていくと。そのためには、これをセットにして同時に並行して関係各所に求め、政府にも求めていくということを、今後とも力強く展開をしてみたいと思っている次第である。

あわせて、刑事については、これは大変申し訳ない。まだ具体的には着手に至っていないけれども、1月の理事会でこの問題が提起された。今、一つの焦点になっているのは、被害者複数の示談加算の問題である。示談加算については、現在一人であれば3万円、二人になれば3万6,000円、そして上限は4万8,000円という制度設計になっている。その3万円を切り下げようというような話もある。しかし、それは、私は到底認められるところではない。そこは確保しながら、いかに、複数、二人、三人、四人となったときに、いかなる加算をしていくかと。そういうことで、予算の増額も含めた対応を今後、法テラス、法務省、そして財務省にも申入れをしながら、この問題についても、被告人・被疑者の人権を擁護するという我々のとても大事な活動である。

本当に多くの不合理的案がある。被疑者・被告人の段階でもある。そういったことで、この問題について、次年度の小林執行部の大きな取組、重要課題として位置付けながら、皆様方の御理解を得て、また展開をしてみたいと思っている次第なので、引き続きの御理解と御支援を賜るようお願いを申し上げたいと思う。

今日は、四つの議案があるけれども、どうか最後までしっかりとした議論をしながら、日弁連の大きな方向性を示していただくようお願い申し上げ、会長としての冒頭の御挨拶にさせていただく。よろしく願います。

それでは、ただ今から、日本弁護士連合会臨時総会を開催する。開会に当たり、定足数の充足を確認したい。

会則第40条の3によると、総会は、代理人及び書面によって議決権を行使する者を含め、5,000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができないとされている。

12時20分現在で、既に本人出席240名、代理出席6,612名、会出席35名、合計して6,887名の方が受付を済ませている。また、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は962個、弁護士会から書面によって提出された議決権の数は10個である。

以上により、定足数を満たしていると認められるので、開会を宣言する。

続いて正副議長の選任手続がなされ、小林会長が選任方法について議場に諮ったところ、吉岡毅会員（第一東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、小林会長が動議を議場

に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、小林会長は、議長として橋本賢二郎会員（栃木県）、副議長として早稲本和徳会員（第二東京）及び小倉知子会員（福岡県）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、小林会長から議案が提出された。また、書面によって行使された議決権の賛否の内訳についても提出された。

議長は、議事録署名者として、吉田修会員（東京）、甲村文亮会員（第一東京）及び九石拓也会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

早稲本副議長 「まず、本日の議場について、説明をさせていただく。本日の総会は、クレオ以外にも、2階ロビー及び1階エントランスをクレオと一体の議場として取り扱い、クレオ内の映像及び音声を中継する。クレオの座席が一杯になった時点で、2階ロビーから順次議場として拡張する。なお、2階ロビー及び1階エントランスの議場の様子はモニターで確認できる態勢をとっている。

また、2階ロビーは副議長が管理をするが、1階エントランスについては、後ほど議長が指名する議場管理責任者が管理をする。

なお、クレオは換気のために議場閉鎖時であっても扉は開けたままにするが、議場閉鎖中は扉が開いていても議場への出入りはできないので、事務局からの御案内に御注意いただきたい。

次に、会員が発言する際の注意事項について申し上げる。議場において、発言しようとする会員は、まず挙手をして「議長」と呼んでいただきたい。許可を得ずに発言することはできない。

また、発言の際は、マスクの着用をお願いする。議長の発言許可があった場合には、所属弁護士会と氏名をフルネームで告げた上で発言をしていただきたい。また、発言は、必ず場内のスタンドマイクを使用していただきたい。

以上の点は、整然とした議事進行の上からも、また、記録上も重要であるので、是非お守りいただきたい。

クレオ以外の議場で出席されている会員についても、発言する場合は、クレオ内のマイクで発言をしていただく。そこで、2階ロビー及び1階エントランスの会員が発言を希望

する場合は、発言権を確保するためクレオ内までお越しいただきたい。クレオ内に質問者用の待機席を用意しているの、あらかじめ御移動いただくとスムーズになる。また、座席の関係で、発言後は元の議場にお戻りいただきたい。

受付及び議場内の職員が質問・意見用紙を用意しているの、質疑や討論を希望される会員は、できるだけあらかじめ質問・意見用紙に記入した上で、場内の職員にお渡しいただきたい。

次に、あらかじめ代理人を選任したにもかかわらず、出席をされている会員の方に関しての注意事項を申し上げる。あらかじめ代理人を選任している会員が、自ら議決権を行使する場合は、代理人から御自分の議決権を戻してもらい必要があるの、受付に御申し出いただきたい。なお、出席者票を持たないまま挙手をされても、カウントはされないの、御注意いただきたい。

次に、採決の際の議決権の行使について申し上げる。採決に際しては、挙手により掲げられた出席者票の数、出席者票に記載された代理議決権及び会出席の数を合計したものが、議決権の数としてカウントされる。

賛成、反対、棄権のいずれにも挙手をされない場合、また繰り返しになるが、出席者票を掲げないで挙手された場合は、いずれもカウントされないの、御注意いただきたい。

なお、御都合により、途中でお帰りになる場合は、必ず出席者票を議場外の回収用ボックスか受付にお戻りいただきたい。

次に、賛成・反対双方の会員から代理人選任を受けている方が、議決権を分離行使する場合の注意事項について申し上げる。

議案によって賛否の数を変更する必要がある場合には、各議案の採決の前に、受付において手続を受ける必要があるの、あらかじめお願いをさせていただく。

次に、外国法事務弁護士の方は、本総会の議案については、第3号議案について意見を述べ、議決権を行使することができる。

傍聴であるが、総会の議事は会則第54条第1項により公開されている。傍聴希望の方は、傍聴席を設けているの、傍聴席において傍聴をお願いしたい。なお、傍聴の方は発言することができない。

また、本日の総会は、各弁護士会の会場にインターネット中継で同時配信しており、傍聴希望の会員が傍聴できるようにしている。

最後に、中継の途絶について申し上げる。冒頭で御説明したとおり、本総会は、クレオ以外の議場にも中継をしているが、万一中継が途絶した場合には復旧作業を行う。復旧作業中は休憩とするの、議長の指示に従っていただきたい。ただし、傍聴のために各弁護士会に配信をしているインターネット中継については、仮に中継が途絶した場合でも議事を進行するので、あらかじめ御了承いただきたい。なお、本総会の録画データは、追って

日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。」

議長 「副議長からお願いした点については、よろしくお願ひしたい。とりわけ、議事を円滑に進行するため、質疑や討論を希望される会員は、できるだけあらかじめ質問・意見用紙に御記入いただいて、場内の職員にお渡しいただくよう、くれぐれも御協力をお願いしたい。

なお、先ほど説明があったとおり、本日の総会については、会場はこのクレオの他にも1階エントランスを議場としている。そこで1階エントランスの議場については、柳楽久司会員（第二東京）を議場管理責任者に指名する。2階のロビーについては、副議長が管理する。

続いて、進行について、皆様にお願ひがある。本日は、全国から会員が参集されている。重要な議案が多数予定されているところではあるが、議長としては、充実した議論を重視しながらも、厳正な進行と時間配分に十分に配慮してまいりたいと思う。そのため、御発言はできるだけ簡潔に、そこで時間制限を設定させていただきたいが、質疑に関しては、一人2分、討論については、一人3分以内におまとめいただくようお願いしたい。また、内容が重複する御発言は控えていただくよう重ねてお願いする。

そこで、設定した持ち時間2分又は3分が経過した段階で、こちらでベルを鳴らさせていただくので、時間を厳守いただくよう、よろしくお願ひする。

さて、これより議事に入る。なお、議案の朗読については、時間の関係もあるので、決議案を含めた全ての議案について朗読を省略したいと思うが、よろしいか。

それでは、朗読は省略とする。

執行部にお尋ねするが、議案の取扱いなど審議方法について何か御意見はあるか。」

議案の取扱いについて、小林会長から、第1号議案及び第2号議案は関連する部分がある議案であるため、両議案をまとめて上程して審議されたい旨の提案がなされ、議長は両議案について質疑及び討論を一括して行うこととし、採決は議案ごとに各別に行うこととした。

[第1号議案] 少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正・令和元年12月6日改正・令和3年12月3日改正）中一部改正の件

[第2号議案] 少年・刑事財政基金に関する規程（会規第86号）中一部改正の件

議長は、第1号議案「少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正・令和元年12月6日改正・令和3年12月3日改正）中一部改正の件」及び第2号議案「少年・刑事財政基金に関する規程（会規第86号）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

下中奈美副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第1号議案、第2号議案について、趣旨説明をさせていただく。議案の内容は、1ページ、2ページに記載されているとおりであり、第1号議案は幾度かの改正を経ているが、2008年、平成20年12月5日の臨時総会決議の改正に係るものである。

少年・刑事財政基金の設置目的に、弁護士会が実施する罪に問われた障がい者等の刑事弁護、少年保護事件付添活動を支援する制度の費用について、財政補助をするということを追加するものである。

第2号議案は、少年・刑事財政基金に関する規程の改正である。第1条の基金の設置の中に、今申し上げた内容と同じ記載を加え、弁護士会が実施している罪に問われた障がい者等の刑事弁護、少年保護事件付添活動を支援する制度のための費用を補助する旨の規定を加えることとなる。

さらに基金の支出について、第6条第1項第4号に弁護士会に対する補助金の規定がある。従前のイ、ロ、ハに加えて、ニとして追加するもので、この内容が罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添に付随する福祉的な支援活動に伴う費用になる。

さらに、新たに第4項を加えて、罪に問われた障がい者等の定義規定を置き、従前あった第4項、第5項を第5項と第6項に繰り下げることとしている。罪に問われた障がい者等の定義については、2ページに記載しているが、障がいがある者又は障がいがある可能性を有する者であって、福祉的支援が必要であると認められる被疑者、被告人又は少年保護事件の対象となった少年あるいは65歳以上の高齢者であって、福祉的支援が必要であると認められる被疑者又は被告人となる。

なお、これらの施行時期であるが、2023年、令和5年4月1日としている。また、新旧対照表について、8ページと9ページに記載をしている。なお、本日、この議案が臨時総会で承認された後であるが、現在の少年・刑事財政基金の支出に関する規則の改正を予定している。改正の内容につき、議案書10ページから11ページに記載をしているが、補助金支出の対象としている罪に問われた障がい者等の刑事弁護、少年保護事件付添に付随する福祉的な支援活動の具体的内容を規定し、さらにそれらの活動に対する補助金額及びその上限額について規定をしている。

この制度は、弁護士等の依頼を受けて、福祉専門職又は医師が支援活動をした場合の費用とこれに対する弁護士等への加算報酬に相当する費用について、当連合会が弁護士会に補助金支出をするものになっている。この際の弁護士等と福祉専門職等のそれぞれの定義規定も置かせていただいている。

規則改正による制度内容を図示したものが、23ページの図となる。図の一番下に、対象となる支援活動の範囲と金額とあり、1から4の囲みがある。まず、1の欄であるが、更生支援計画策定について、福祉専門職に対して5万円までの実費、上限も5万円となる。2の欄は、その他の福祉専門職の活動について、それぞれ1回1万円となるが、合計額の上限を10万円としている。3の欄は、医師の活動に関する補助金額である。意見書、診断書等の作成について、1通5万円までの実費、その他出張、相談について1回2万円としている。これらの上限は10万円としている。

なお、これらの活動については、更生支援計画の策定や実行に関連して行われる必要があるとしている。4については、1から3の活動が行われた場合の弁護士等の加算報酬に相当する費用について、1の更生支援計画については1万円、2と3の活動が行われたときには1万5,000円、事件終了後の活動については1万円としている。

この事件終了後の活動は、弁護士の地位を失ったときから1年に限り認めている。福祉専門職等及び医師の活動も弁護士等が地位を失ってから、1年以内のものが対象となるということになる。

この規則の施行時期も2023年、令和5年4月1日を予定している。この際の補助金支出となる対象の活動は、同日以降に選任された弁護士等に関する活動ということになる。以上が、制度の内容となる。

今回の制度を提案させていただくに当たり、この事業の年間支出を予測したものを29ページから30ページに記載している。今後5年間の支出予測をしている。標準的な活動として、1件当たり合計14万6,000円の支出を見込んだ上、今後5年間の年間平均件数を246件と推計して、年平均支出を3,600万円と予測している。

これを基に原資となる少年・刑事財政基金の今後の収支を予測した結果を議案書の31ページから32ページにまとめている。御覧いただいたら分かるとおおり、単年度赤字とはなるが、現在23億円余りの繰越金が存在しており、これを有効活用すべきとの考え方から提案をさせていただくものである。

また、本事業は将来的には、国費によって賄われるようになるための道筋を作るものと考えている。ここまで、本議案の内容について御説明をしたが、この議案を提案するに至った経緯について、少し御説明する。

御承知のとおり、罪に問われ、逮捕・勾留あるいは起訴され、さらには刑に処せられる方々の中に高齢者、障がいのある方がおられ、また少年保護手続に付される少年の中にも

障がいのある少年がおり、様々な条件の下で生きづらさを抱えておられる。さらに、そういった方が適切な福祉サービスを受けていないままとなっている状況がある。

そのような状況の中で、罪に問われる行動に至ってしまうということがある。再犯防止の観点からも、刑事弁護や付添人活動の中で高齢者の方の必要性に応じた、あるいは障がいの特性に応じた福祉的支援を行う必要がある。

このような実情を踏まえて、当連合会は2017年8月25日付けで「罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉の連携費用に関する意見書」を公表した。福祉専門職等の接見同行費用、更生支援計画作成費用について、国選弁護に伴う費用として支払うように求めた。その後も、法務省や日本司法支援センターに検討の要請をしているが、いまだ実現できていない。

さらに、当連合会は、2022年3月17日付けで「罪に問われた障がい者等に対する弁護士による切れ目のない支援に関する意見書」を公表した。この意見書では、罪に問われた障がい者に対する弁護士の支援活動について、逮捕・勾留され終局処分の前に釈放されて、国選弁護人が国選弁護人の地位を失ったとき、その後にも切れ目なく支援を継続して受けられるようにすべきであると述べている。

また、同じように不起訴処分後や執行猶予の判決の後においても、国選弁護人は国選弁護人の地位を失ってしまうが、このことによって支援に切れ目を生じてはいけぬ。継続して受けられなくなることは相当ではないということで、その後も福祉的支援を継続的に行っていくことが必要だと述べている。こういった趣旨から、本制度案についても、弁護人の地位を失って1年以内の活動については、補助の対象としようとしているところである。

なお、議案書の提案理由の3ページの最終行から4ページにあるとおり、当連合会においては、日弁連刑事弁護センターと日弁連高齢者・障害者権利支援センターの双方の委員を構成員として、罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関する連絡会議を随時開催しており、全国各地において、研修会、意見交換会を展開し、罪に問われた障がい者等の特性に応じた刑事弁護活動の全国的な促進を図ってきたところである。

現在、各地の弁護士会において、このような弁護実践や福祉機関との連携も進んできており、福祉的支援について様々な取組が行われてきている。しかし、費用の問題が大きな課題となっていて、弁護士会の財政的負担も重いということから、当連合会に対する補助の要望もあった。

罪に問われた障がい者等に対する刑事弁護等における適切な支援活動を継続的・安定的に進めるためには、福祉と連携した活動に対する費用が支払われる仕組みが必須である。本来、国費で賄われるべきところではあるが、まずは当連合会が弁護士会に補助金を出すという形で活動を支援し、このことによって全国の取組を一層進展することを後押しした

いと考えている。

次に、本制度の補助金の原資を少年・刑事財政基金から支出することについて説明する。この少年・刑事財政基金は、2008年、平成20年12月5日の臨時総会決議と同日に成立した規程によって設置された。設置目的は、全ての身体拘束事件を対象とした被疑者国選弁護制度及び全面的国選付添人制度の実現であり、当連合会における刑事司法改革の取組のために設置をされたものとなる。

被疑者国選弁護制度や国選付添人の制度は、一定程度拡充され、成果を上げているところではあるが、更なる刑事司法改革の取組も必要とされるところである。本議案で提案している罪に問われた障がい者等の刑事弁護等支援制度も、この刑事司法改革の一環として位置付けられるものと考えている。

刑事弁護活動、付添人活動の充実という観点から、基金の趣旨の射程の範囲であると考えており、本制度についてこの基金からの支出を提案するところである。

最後に、この議案の提案に至るまでに意見照会をしたことについて、少しお話をする。議案の提案に至るまでに、二度にわたり関連委員会及び各弁護士会に意見照会を行った。理事会でも御意見を頂戴しているところである。

財務委員会からは、この制度について、単年度赤字になる点あるいはシミュレーションの根拠について、懸念をする意見を頂いた。その他の委員会及び弁護士会からは、制度開始について、概ね賛成の意見を頂戴した。もっとも、補助金支出の対象をより広くすることあるいは弁護人の地位を失ってから1年に限るべきではないといった意見もあった。また、補助金額をより高くすべきであるという意見もあった。

対象を広くすべきといった意見については、望ましいことだとは考えているが、財源に限りがあるところであり、まず特に福祉的支援が必要と考えられているところから始めるべきと考えている。

財務面からいっても、現在ある程度の弁護士会で制度が運用されている状況がないと、件数や支出の予測、シミュレーションも難しいという問題もあった。将来的に、国費で賄うということを目指すことから、まずは、特に福祉的支援が必要な高齢者の方、障がい者の方々について制度を運用するところから始めて、今後の活動につなげさせていただきたいと考えている。議案の説明は以上である。御審議のほど、どうぞよろしく願います。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

平原興会員（埼玉） 「今、最後のほうに出てきた提案に至る経過というところについて、御質問させていただく。

照会に対する会の意見として、更なる拡充というような御意見もあったと、対象の更な

る拡充という意見があったということをおっしゃっているが、これは第1回目の照会では、高齢者・障がい者の二つの類型以外に生活困窮者という類型があったはずである。

それが第2回の照会でなくなってしまって、途中で落っこちてしまったという経緯があった。その照会のときにも、それがどうして削除されたのかという経緯の説明がほとんどなかったものであるから、そこをどう検討されたのかということをお聞きしたいと思う。

特に、今回の資料のところでは、おおよその件数やおおよその活動概要というようなことのシミュレーション等もあったので、そういったシミュレーションをやっているのか、やっていないのか、やっているとしたらどんな内容なのか。

また、先ほどの説明の中でなかなかデータがないというお話があったけれども、そうであれば、そういうシミュレーションをするに当たって、貧困問題対策本部だろうか、そういったエキスパートの集まっているようなところと連携をとったりはされているのか。あるいは、貧困問題対策本部等は、この制度についてどんなことをおっしゃっているのかということをお伺いしたいと思う。以上である。」

下中副会長 「幾つか質問があったと思うが、まず、ホームレスの状態にある方について、当初、意見照会するときには入っていたが、それから抜けてしまったのはどうしてかといったような御質問だったと理解しているが、その点については、元々、この制度を作るに当たっては、先ほども、少し提案理由で御説明したとおり、2017年の意見書、ここから始まっているところであって、障がい者・高齢者、ここにピンポイントを置いた制度の策定となっている。

しかし、生活困窮者も入れてはどうかということであるけれども、意見照会をした結果、先ほども申したように、財務委員会からかなり厳しい御意見を頂いて、財務上の観点からするとどこを削っていくべきかということであるけれども、どういったところを考慮すべきかということであるところ落ちてしまったところがある。

それとともに、障がい者・高齢者については、各弁護士会でかなり活動も広まってきているといった実態があって、このことで法務省や日本司法支援センターに要請をしたところ、まだまだ全国的展開が足りないという御意見があったので、まずここを強調してやっていきたいと考えたところである。シミュレーションもなかなか難しいということも、先ほど説明したとおりである。

それから、貧困本部と連携しているのかという御質問であるが、まず、そもそもこの制度の照会については、貧困本部にはしていない。というのも、制度の策定に当たっては、国選弁護の観点からしているもので、国選弁護制度という観点から意見照会をすると、貧困本部は射程に入らなかったという経過である。以上である。」

及川智志会員（千葉県） 「今、平原会員から質問されたのと同じ内容の質問を出させて
いただいていたので、そこから少し先に進んだ質問をさせていただきたいと思う。

今の御説明だと、財務的な問題から障がいと高齢に対象を絞られたということであるけれども、ただ、埼玉、千葉もそうであるけれども、各会の取組の中にはそれ以外の障がいがあるかどうか、また高齢ではないけれども生きづらさがある、生きづらさを抱えて違法行為に走ってしまう、犯罪を繰り返してしまうという方がいらっしやって、そのために福祉的支援をする制度を始めている会というのものもある。

であるから、はっきりと障がいがある、又は65歳以上であるということではなくても、やはり福祉的支援を必要とされている方々がいらっしやると思う。そうすると、そこは今回、対象から外されたということであるけれども、おそらく日弁連でもそういう問題性は認識されていると思うので、今後、対象をホームレス等の生活困窮の方にも広げるという検討をしていただくことができるのかどうか、検討される予定があるのかどうか。

もし、そういう予定があるとすれば、この決議案を決議するに当たって、どういうやり方が適当なのか私には分からないのであるけれども、例えば、今後ホームレス等の生活困窮の方も対象にすることを検討するという附帯決議のようなものを入れていただくと、そういうことはできないものか。以上、質問する。」

下中副会長 「埼玉会等で非常に先進的な取組をされているということについては、承知をしているし、そのような取組について、敬意を表する。

ただ、なかなか多くの会がそのような活動をしているという状況にないということと、やはり障がいや高齢に関しては、先ほど申し上げたような研修であるとか、意見交換会等がどんどん進められて広がってきているというところがあって、いまだ生活困窮者のところまで、なかなかまだ手が届かないといった現状ではある。

今後の検討については、理事会でも度々質問があり、それは将来的な対象として射程に入りたいとは考えている。これは、やはり財務の問題があるので、財務的な観点を入れながら検討をしていきたいと思っている。

また、国選本部で現在も検討している様々な支援のメニューもあるので、そういったところとの兼ね合いも考えて、全体的に検討していきたいと思っている。以上である。」

田原裕之会員（愛知県） 「事前に質問用紙を出していないが、議事規程の第13条第1項によると、出席した弁護士は議題について自由に質疑することができるとなっているので、先ほど議長からは、あらかじめ質問があれば事務のほうに出すようにとされているが、私は出していないが、よろしいか。

議事の進行の関係で2分以内でということだったので、ごく簡単に質問させていただく。まず、今回の制度自体についての質問である。これは弁護士としての地位を失ってから1年以内となっているので、1年を過ぎた者については援助対象にならないということになるので、例えば、懲役1年、執行猶予2年という判決が出た場合、執行猶予の1年間については補助の対象になるけれども、1年を過ぎると補助対象にならないんだという制度を作ったということになる。

それから、これは障がい者等に対する福祉的支援ということなので、仮に弁護士がそういうのに該当するだろうと思って支出したとしても、日弁連のほうで該当しないという判断をすると、弁護士ないし支払った弁護士会の負担になると、弁護士会としては負担ができなくなるという齟齬が起り得るという制度になる。これが2点目である。

3点目、地位を失ってから1年以内となっていると、仮に実刑になった場合も、地位を失ってから1年間は補助対象になる。その間、刑務所に面会に行く、一般的には、一般面会として15分しか面会できない。しかも回数制限がある。その回数制限と15分という間でしか補助できないという制度の立て付けになっているという理解でよろしいか。

以上、制度について、今、三つ質問したけれども、1年以内、1年を過ぎると補助できないという制度である。それから、日弁連が補助できないと決定した場合には、弁護士ないし弁護士会が負担してしまうという制度になってしまうという点。それから、1年間の間、刑務所に接見に行く場合は、一般面会しかできない、ということの確認である。

それから、時間の関係で省略するが、再犯防止推進法のことが言及されているけれども、再犯防止推進法の中で、これは犯罪をした者となっていて、今回の制度で言うと弁護士としての活動期間が主なので、再犯防止推進法とほとんど関係ないという整理になる。その確認である。以上お願いします。」

下中副会長 「お答えする。まず、1点目の質問については、1年以内に限っているのので、次の1年と言うか、その点については、この制度の中では補助金を出すことができないという回答になる。

2点目については、障がいがある可能性がある方ということになるので、ここは、弁護士等が判断されることとして考えているので、必ずしも障がいの結果的にはなかったというような事案についても、援助をするということになる。

3点目については、面会時間についての御質問だったと思うが、この制度を利用する、しないにかかわらず、面会時間についての制限は変わらないのではないかと考えている。間違っていたら申し訳ない。

それから、4点目については、再犯防止には関係がないというような御意見だったか。ただ、やはり福祉的支援をすることによって、社会復帰の支援、再犯防止にはやはり資す

るものであると執行部としては理解をしている。以上である。」

田原裕之会員（愛知県） 「3点目の質問について、それから4点目についても噛み合っていないなかったので、重ねて質問する。

3点目の質問は、弁護人としての地位を失ってから1年後の活動について、補助の対象になる場合、1年後の間に刑務所に面会に行ったときには、15分、しかも面会の回数制限のほうに引っかかる。愛知県は、よりそい弁護士制度をやっている。よりそい弁護士制度でやると、60分面会できる。それから回数制限も外れている。そういう制度をやっているのに、日弁連は、15分で回数制限を認める制度を作ってしまうのかという話である。そこで齟齬が出ているという話だ。

4点目、再犯防止に資することについて間違いはないけれども、再犯防止推進法というのは、犯罪をした者に対する再犯防止である。であるから、弁護活動をしている間というのは、犯罪をした者に当たらない。無罪推定が働いているからだ。

そうすると、今回の制度で、再犯防止推進法との関係でいうと、地位を失ったイコール刑の確定だと考えると、その後の1年間だけが再犯防止推進法と関係してくるのだと、それまでのところについては、再犯防止推進法とは関係しないという確認である。以上である。」

下中副会長 「今のような制度については、確かに日弁連でまだ検討しているところではないので、3点目のことであるが、そこについてはまだまだこれからの課題ということになろうかと思う。

4点目については、おっしゃるとおりかと思う。執行部としては、そういう再犯防止法という枠組みではなく、社会復帰の支援につながるものということで、刑事弁護の拡充として考えている。以上である。」

平原興会員（埼玉） 「1回目の質問のところの御回答について、補足して伺いたかったので、もう一度質問させていただいた。

先ほどの話であると、結局のところは、生活困窮者を対象にした枠組みにするとどのぐらいの費用がかかるかというシミュレーションは、結局のところはなされていないということなのかということが一つ。

もう一つ、刑事弁護とは関わらないからということで、貧困問題対策本部のほうは漏れてしまったということだが、実際、埼玉の実情からしても、制度として今作っているのも、私は所属している委員会等で運営に関わっているけれども、その制度の前身は、やはり貧困問題にかなり積極的に取り組んでいる方が、刑事弁護の場面でいろいろ確立してきた活

動を参考にしながら制度化しているということもあって、おそらく制度化されていない弁護士会でも、各地の貧困問題対策本部等には、いろいろなそういう活動の実情であるとか、どんな活動が有益かというような情報等もあると思うけれども、そういったところを検討して、その制度全体を調整するということはお考えにならなかったのか。ここへこだわるのは、どうしても本件、1件当たりの支援金額が標準的なところで15万ぐらい、上限で言うと30万近くとかなりボリュームが大きくて、その分非常に件数が少ないような立て付けになっているので、財務上の問題があったということであれば、少しそこを抑えながら間口を広げるという検討もあったのではないかと思うので、その辺をどの程度検討されたかということ伺いたい。」

下中副会長 「埼玉会の御意見については、意見書も頂いているので読ませていただいている。ただ、シミュレーションをどの程度したのかという点については、まずこういった制度を作っておられるところがあまり多くないという現状の中で、シミュレーション自体が難しかったというのが御回答になる。

他の会については、年間どの程度の件数がある、勾留件数はどの程度あってと、そして全国的な勾留件数はどのぐらいあってというパーセンテージで計算をさせていただいているが、貧困問題に特化をして活動をされているところというのが多くあれば、それはシミュレーションも可能だったけれども、そこがなかなか件数として上がってこないというか、なかなかこの算定が難しいというところがあって、そういったところもあり、できなかったというところである。

何度も申し上げるけれども、この制度の背景に意見書が積み上がってきたということやキャラバン等の全国的な活動があったということが背景にあるので、その辺りは、生活困窮者の場面においては、まだまだ不十分な点があったかと思っている。

今後の課題としては、やはり非常に貴重な御意見なので、検討してまいりたいと思っている。以上である。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

辻川圭乃会員（大阪） 「本案に賛成の立場から発言させていただく。私は、罪に問われた障がい者の刑事弁護に関するPT連絡会の座長をしている。

当PT連絡会では、2017年に高齢や障がいがある被疑者・被告人の環境調整等に必要費用について、国費支弁を行うべきであるとの意見を提案した。さらに、2022年には、罪に問われた障がい者等に対する弁護士による切れ目のない支援を提唱し、身体拘束から解放されたら、あるいは判決をもらったら、それで国選弁護人としての役割は終わ

りとするのではなく、引き続き切れ目なく支援ができる仕組みが必要で、かつ、その費用についても、国費によって賄われるべきとする意見を出した。

そして、それぞれ国費支弁に向けて、法務省や法テラスとの協議を重ねてきた。しかし、法務省も法テラスも必要性についての理解は示していただけのもの、全国的な実績がないこともあって、なかなか実現に至っていないのが現実である。

他方、大阪弁護士会では、司法と福祉の連携費用について、弁護士会の特別会計から刑事弁護援助金として支出をしている。また、弁護士会の自主法律援助事業として、障がい者国選刑事弁護上乘せ援助というのを行っている。これらの援助のお陰で、福祉関係者や弁護人のモチベーションが高まって、司法と福祉の連携が多く行われていることは否めない。

本議案によって、司法と福祉の連携を積極的に行う弁護人が増え、全国的に罪に問われた障がい者等の刑事弁護が活性化することで、結果として高齢者や障がい者の再犯を防止することにつながるものと思う。

そして、障がい者等の累犯化を防ぐ実績が積み上がれば、国費支弁の実現に近づくことが期待される。

私は、これまで障がいがある被疑者・被告人を数多く弁護してきた。私は、障がいを理由として罪を軽くするべきだとは考えていない。しかし、障がいがあることで罪が重くなったり、その結果として、人生の大半を刑務所で暮らさなければならなくなることは、何としても防がなければならないと思っている。

この本議案の実現によって、自己の言い分を正確に伝えたり、効果的な防御活動を行うことが困難で生きづらさを抱えた被疑者・被告人に対して、障がいの有無にかかわらず、公正な刑事裁判を受ける権利を保障することができるものと考えている。以上の理由から、本議案に賛成する。」

平原興会員（埼玉） 「まず、冒頭で申し上げさせていただきけれども、私は今回の提案として、刑事弁護において福祉専門職と弁護人が連携する仕組み、これを広く作ろうということ自体、これは大変評価している。

しかし、それを踏まえても今の原案そのものについては、反対意見を述べさせていただく。一つは、これは単純な話である。ホームレス支援、ホームレス状態の方の被疑者・被告人の支援をやっていて、特に釈放前からきちんとその人の自立的な意思に基づいて、自由に生活できるような場を確保する。これをやろうと思ったら、やはり福祉的な専門職との連携、あるいは、その団体との連携というのが必須になってくる。そういう観点からすると、ここを外してしまうべきではないと。

確かに高齢・障がいの方というようなところで、今、必要性についておっしゃられてそ

のとおりだとは思いますが、でも、本来であればそういう括りではなくて、生活の中で生きづらさ、辛さを抱えている中で、それが事件につながってしまった方、共通していることではないかなと思っている。

なので、ここを外してしまったということが、まず私としては一番大きな問題だと思っている。

もう一つは、ちょっとその点を措くとしても、今回の制度設計が、非常に1件当たりの金額がかなり充実しているのだけれども、想定される件数が少なく、それを調整するために財務上の問題もあって、間口がすごく狭くなってしまっている。

これも経験から申し上げますと、埼玉で刑事弁護のシェルターを利用される方が、一度利用すると別の場面でも非常に敏感になってもう一回利用しようという方も増えてくるし、また、それではカバーできないやつをどうしようか、そういうケースをどうやって対応しようかと。私、大した助言はできないけれども、委員会で関わっている関係があって、よく相談を受けるようになった。

やはり多くの方が制度で関わって支援に関わってみるということで、すごく中身がスタンダードになっていくし、拡張していく、拡充していく、それがしっかり確保できるのではないかと思っている。それを考えると、やはり先ほどの1件1件について、非常に充実したものを目指すと、それ自体が悪いことではないけれども、それをし過ぎて間口が狭いということが、この制度については私はやはり問題だと思っている。

ただ、それらのことを十分お考えになっていただいて、広く対象を設定することができるかどうか、かなり考えた上での結論ということであれば、私もやむなしと思うけれども、やはり先ほどのお話の中では、十分そこを詰めて検討されたとは思えない。

だから、今後検討するということが明確になるのであれば、私はそういうようなものが付くのであれば、その点について入れて賛成することができるけれども、それが伴わない限り、やはり私はこの案に対しては、反対せざるを得ない。」

議長 「今、平原会員の御発言の中で、将来検討するという文言を入れない限り反対だという御発言があった。これは何らかの附帯決議を入れるべきであるという議案の提出という趣旨なのか。それとも、附帯決議付きの議案として提案したいという修正案の提案なのか。」

平原興会員（埼玉） 「私としては、今回この議場でも、理事会の議事録にも書いてあったし、この議場でもそういう発言はあったけれども、それだけでは賛成できないという趣旨として、まず、私自身としては申し上げたというところにとどまっている。」

議長 「そうすると、それは意見ということによろしいか。」

平原興会員（埼玉） 「そうである。」

議長 「承知した。」

及川智志会員（千葉県） 「千葉県弁護士会では、平成27年から、帰るところのない被疑者・被告人に緊急一時宿泊所を提供して、生活保護につなげたり、その就労、なかなか難しいけれども、就労につなげたりといった社会復帰支援制度というものを運用している。

この制度は、先ほど平原会員がお話しされていたけれども、埼玉はもっと前から、もっと充実した制度をやられているけれども、千葉でもそうした制度をやっている。

そういう制度をやっていると、結構切ない。お腹が減っておにぎりを盗んだとか、ホームレスの方が飼っている猫にあげたくてささみを万引きしたとか、そういうケースが結構あって、障がいがあるかなと思われる方もたくさんいらっしゃるし、もちろん高齢の方もたくさんいらっしゃるけれど、だけど、はっきりそうでないという方がたくさんいらっしゃる。

担当した弁護士によると、ADL、普段生活に援助が必要かということ、そうでもない方がほとんどである。そうすると、そういう何というか、はっきり分からないけれども、生きづらさ抱えていて、先ほど刑務所で人生の半分ぐらいを過ごしている方もいらっしゃるなどということもあったけれども、本当にそういう方がいらっしゃる。

それは、やはり服役してもその意味がどうなのかということであるから、やはり福祉的支援につなげていただくということは、とても大切だと思うけれども、そういう意味でいうと、やはりこの制度という、意義がある、それは平原会員と同じである。私もそう思っている。

だけど、やはりホームレス等の生活困窮者を外してしまったことについて、とても違和感がある。実際に活動しているとすごくやりにくい。この人は対象になるけれど、この人は対象にならないとか、そういう判断をしなければいけなくなるし、何と言うんだろう、例えて言うと、生活に困窮して生活保護申請に行って、役所であなたは高齢でもないし、障がいもないじゃないかと、水際作戦を受けることがある。それを私たち弁護士は、おかしいじゃないかと言ってきたはずである。

でも、今回の制度というのは、高齢じゃないから、障がいじゃないから、生活困窮だけでしょうということで、対象から外してしまうというところで、やはり似ているのではないかと思う。

根本は、生きづらさにはいろいろな理由がある。そこに福祉的支援を当てていくということが大事だと思うので、是非その対象を広げていただきたい。先ほど附帯決議を付けていただけないかという質問をした。明確にお答えはいただけていないと思う。今後も検討は続けるけれども、という話であった。

そこで、修正案を提案する。本議案にホームレス等の生活困窮者を本制度の対象とすることを検討すると、そういう附帯決議を付けていただきたい。その修正案を提案する。それが付かない限り反対する。」

議長 「今の及川会員の発言について、確認するが、修正案とおっしゃった。修正案ということは、原議案に、今おっしゃられたような文言を付加する形での原議案とは両立しない案を提案したいと、そういう理解でよろしいか。」

及川智志会員（千葉県） 「そのとおりである。」

議長 「修正案ということであるが、今一括して審議に供しているが、第1号議案、第2号議案のいずれについて、その部分にその文言を付加するということになるか。」

及川智志会員（千葉県） 「第2号議案の末尾に、附帯決議として、先ほど述べた文言を入れていただくという修正案である。」

議長は執行部に意見を求めた。

下中副会長 「執行部としては、原案を維持する。」

議長 「修正すべきではないという御意見か。」

下中副会長 「はい。」

議長 「そうであれば、ただ今の及川会員の御発言は、修正案の提出ということになる。議事規程第14条第1項によると、修正案の提出に関しては出席した弁護士50人以上の賛同が必要となる。そこで、ただ今の修正案の提出について、発議要件を満たすかどうかについて、採決を行いたいと思う。事務局は、議場を閉鎖せよ。

では、ただ今の及川会員の修正案について、賛成の方は、挙手をお願いします。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

山田恵太会員（東京） 「第1号及び第2号議案について、賛成意見を述べる。今このときも、多くの障がいのある人、そして高齢の人が、誰からも障がい等に気づかれないまま刑事手続の中に置かれている。そして、そのまま福祉的支援に結び付くことなく、刑事手続が終わった後も、その生きづらさは解消されず、場合によっては、再犯へと至ってしまっている。

しかし、十数年前に弁護士とソーシャルワーカーが連携する取組が始まってから、このような現状は、少しずつだが変わってきている。そして、このような取組の意義は、障がいのある人、高齢の人が、適切な福祉的支援を受けることができるという点にとどまらない。障がいや周囲の環境が事件に与えた影響を分析し、そして必要な支援を開始されることを立証することで、本来あるべき適切な量刑判断に導くと、そういうものであって、刑事弁護人は職責を果たす上で欠かせないものとなっている。

現在まで、このようなソーシャルワーカーとの連携については、各弁護士会の援助金や場合によっては、弁護士やソーシャルワーカーの手弁当で賄ってきた。

私自身、弁護人として障がいのある人の刑事弁護に取り組みのと並行して、東京で更生支援に取り組みソーシャルワーカーを養成、派遣する団体、東京TSネットという団体を運営している。しかし、やはり現状、東京では援助金はあるものの、その援助金だけでは足りない部分があり、このような部分については自ら費用負担をして自分で支出をしているという状況になっている。

しかし、このような弁護士やソーシャルワーカーの善意に頼った取組には限界がある。どの地域でも、このようなソーシャルワーカーとの連携や更生支援計画の重要性は認知されてきていると思う。しかし、援助金の制度のない地域については、自ずとその活動というのは限定されてしまう。実際、今までも連携に興味はあるけれども、費用の問題から、実際の活動は難しいのだと、そういう弁護士やソーシャルワーカーの声を聞いてくることが非常に多かった。

今回、御提案いただいた費用援助制度が運用されることで、全国レベルでこの連携モデルが展開されることが期待される。援助金額も、現状までの各弁護士会が用意していたものより充実しており、これまでどうしても費用面で躊躇せざるを得なかったソーシャルワーカーも連携することができるようになる。

もちろん、ソーシャルワーカーによる支援は、本来は社会福祉として行われるべきものであり、その費用は最終的には公的な資金から支出されるべきである。ただ、そのためにもまずはこの支援の必要性を理解してもらわなければならないと思っている。

本制度によって、全国で実績が積み上がることで、その必要性を示すことができ、将来の国費化にもつながっていくと考えている。

以上のような観点から、賛成意見を述べさせていただいた。以上である。」

田原裕之会員（愛知県） 「議事規程第14条によると、討論に際して修正案を提出できるとなっている。私は、修正案を準備してきたので、提出したいと思うが、これは私は口頭でもできると思っているけれども、一応念のために書面をプリントしてきたので、議長に渡したほうがいいか。」

議長 「まず、要旨を簡単に述べていただけるか。」

田原裕之会員（愛知県） 「1号議案と2号議案に対する修正案だけれども、1号議案、2号議案そのものについて手を付けずに、追加するということである。追加する修正案である。」

議長 「修正案というのは、原議案と両立しないものを言い、追加ということだと、両立するというものだと関連議案ということになる。」

田原裕之会員（愛知県） 「では、後で第8条で発議させていただく。」

議長 「今討論なので、出していただいて結構であるが、そうすると両立するので関連議案ということになるかと思うが。」

田原裕之会員（愛知県） 「私は、どちらか分からなかったのですが、第14条と第8条の両方で考えてきた。」

議長 「では、要旨を簡単に御説明いただけるか。」

田原裕之会員（愛知県） 「1号議案と2号議案は、先ほどから議論があるように、大きな前進だと思って私は賛成である。ただ、これだけでは誤ったメッセージを送ってしまうので、このままでは反対だという意見である。修正すべきだと。修正しない限りは、私は反対である。」

修正の内容は、もっと広げることについて、今後検討を進めるということが骨格である。具体的な中身について、ペーパーで準備してきた。第14条の場合と第8条の場合と両方

考えてきた。」

議長 「要旨を簡単にお願いできるか。」

田原裕之会員（愛知県） 「だから、そういうことである。今後広げていくという方向を1号議案と2号議案にそれぞれ追加するという趣旨である。それが修正案ではない、第8条の関連議案の発議だということであれば、第8条で提案させていただく。」

議長 「そうすると、趣旨としては附帯決議案ということか。」

田原裕之会員（愛知県） 「私は、附帯決議というのは、拘束力はないと思っている。一応議決したというだけの話で、規程の中にはっきり書くべきだという意見である。」

議長 「どちらになるか重要なところなので、しつこくお聞きするが、第1号議案、第2号議案の具体的にどこにどのような文言を付加するという内容か。」

田原裕之会員（愛知県） 「第1号議案については、現在提案されているものを附則の第1項として、この件を更に改善のための検討を進めるということを附則の第2項として付け加えるという案である。」

それから、第2号議案については、第6条までが提案されているけれども、第7条、第8条、第9条を付ける。第7条については、各規定の用語の解釈について、これはこういう意味で、解釈するというのを加える。第8条については、弁護士会の行っている事業との連携を調整する。第9条については、規定を更に改善のための検討を進める。それを令和7年4月1日から施行することを目指すというような内容での第7条、第8条、第9条を追加するという提案である。」

議長 「そうすると、今のお話については、原議案と両立するもののように思うが、書面を用意しているのであれば、お持ちいただけるか。それをお出しいただいて、その間に執行部のほうで、この点について、両立すると考えてよいかどうか、御意見はどうか。」

今お出しいただいたペーパーを拝見すると、修正と見てよいように思うけれども、そうすると修正案かなと思うが、執行部の御意見はいかがか。」

下中副会長 「ただ今の提案については、修正案であると考えている。」

議長 「では、議事規程第14条第1項の修正案として取り扱いたいと思うが、よろしいか。

そうしたら、先ほどの及川会員のときと同じような形で、修正案を提出するには出席会員50名の賛同が必要となる。そこで今提案された修正案について、改めて早稲本副議長から朗読する。」

早稲本副議長 「発議の内容について、御説明する。

第1号議案の修正案として、少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件の一部を次のように改正する。

第2項として「少年・刑事財政基金の運用についてはさらに改善のための検討を進め、令和7年4月1日から施行することを目指す。」を追加する。

第2号議案の修正案としては、少年・刑事財政基金に関する規程（会則第88号）の一部を次のように改正する。

第7条 本規程に定める以下の用語は、各号の定めるとおりに解釈する。

- 1 「障がい」の概念には、アルコール・薬物依存症、窃盗症、性指向障がい等の依存症を含む。
- 2 「福祉的支援」の概念には、福祉的配慮の下に継続的な医療を必要とする者も含む。
- 3 「更生支援計画」とは、福祉専門職等の専門的知見に基づき作成された、罪に問われた障がい者等の更生のための生活設計等の計画に関する書面をいい、表題にかかわらず、更生のための支援計画が示されるものを含み、依存症者に対する治療計画といったものもこれに該当する。

第8条 本規程と各弁護士会が実施し又は実施を検討している類似の制度とが連携され相互に実効性を高めるための検討と実践を行う。

第9条 本規程については更に改善のための検討を進め、令和7年4月1日から施行することを目指す。
を追加する。

附則 第7条の規定は令和5年4月1日から施行する。

以上である。」

議長は執行部に意見を求めた。

下中副会長 「原案を維持したいと思う。」

議長 「それでは、発議要件50名以上の賛同があるかどうかを採決したいと思う。事

務局は議場を閉鎖せよ。ただ今の田原会員の修正案の提出に賛成される方、挙手をお願いします。」

議長 「一旦止める。1号議案、2号議案両方についての修正であるので、1号議案についての修正案について、提出に賛同される方、挙手をお願いします。申し訳ない。」

議長 「1号議案の修正案の提出に賛成される方、挙手をお願いします。」

議長は、第1号議案に対する修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

議長 「続いて、第2号議案についての田原会員の修正案に賛同される方の挙手をお願いします。」

議長は、第2号議案に対する修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

橋ヶ谷祐可会員（千葉県） 「弁護士兼社会福祉士として、高齢者・障がい者の刑事弁護に携わる者として、そして日弁連の留学制度を利用して、アメリカの刑事弁護におけるソーシャルワーカーと弁護士の協働の威力を調査・研究してきた者として、本議案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

被疑者・被告人、特に高齢者や障がい者等の福祉的支援を必要とする人たちの刑事弁護に、ソーシャルワーカーとの連携は不可欠である。それは、福祉的な支援、すなわち被疑者・被告人の障がいを見つけ出し、特性を見極め、円滑なコミュニケーション方法を見出し、彼らに必要な支援を選択し、その必要な支援につなげること、これが我々弁護士にはできないことだからである。福祉の専門家であるソーシャルワーカーにしかできないことだからである。福祉的支援を必要としている人たちの抱える生きづらさは、法律的な問題の解決だけでは解消できない。法律以外の問題を含めて、ソーシャルワーカーと役割分担をすることによって、効果的で、そして効率的に被疑者・被告人の更生、再犯防止を実現できることは、私自身のこれまでの経験からも、アメリカにおける調査・研究の結果からも明らかである。

福祉の専門家であるソーシャルワーカーに対し、我々弁護士と対等な立場で、チームを組んで刑事弁護をサポートしてほしいと望むのであれば、福祉のプロフェッショナルとしての働きに見合った対価、報酬をソーシャルワーカーに支払うことのできる制度が必要で

ある。

ソーシャルワーカーへの報酬助成を公費化するために必要なこと、それは全国どこでもソーシャルワーカーと協働できる仕組みを整えることである。全国各地のソーシャルワーカーを対象に調査をする中で、報酬助成制度の欠如がソーシャルワーカーとの連携を阻害する要因の一つであることが分かってきた今、ここでこれ以上、本議案の先延ばしをすることはできない。

本制度の対象に高齢者・障がい者以外も含めるべきだという理由で、本制度が成立しないとき、私たちは類型的に最も生活困窮に陥りやすい高齢者・障がい者にすら手を差し伸べることができなくなる。

まずは、最も福祉的支援を必要としている高齢者・障がい者を対象に、この報酬助成制度をスタートさせる。障がいのある可能性のある者も本制度は含んでいる。

本議案が可決することによって、これから始まるこの制度は、これからますます進んでいくであろう各地における実践の積み重ね、議論によって、これからもアップデートされていくものである。私は、本議案に賛成する。」

田原裕之会員（愛知県） 「反対討論をする。今言われたことについて、全く私も賛成である。賛成だけれども、このまま議決することには反対だと申し上げている。なぜ反対なのかというと、日弁連がこのような制度を作ったということで、しかも、今後充実させるということもどこにも決まっていない。それを対外的なメッセージとして出すということは、日弁連はこれしかやりませんと言っているのと同じことである。そんなメッセージを出してしまっているのかという話である。

もし、今後拡げていこうということが入っているのであれば、私は賛成する。しかし、このまま出すことだとすると、対外的に誤ったメッセージを出す。つまり、日弁連はこれしかやらないことになったんだねというメッセージを出すことになるので、このままの状態では議決することには、私は反対する。」

姜文江会員（神奈川県） 「私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

神奈川県にも同様の制度があって、私はこの制度を使って社会福祉士に更生支援計画を作ってもらって、有効な弁護活動ができたという経験があるので、こういった制度を日弁連として法律援助事業で作り、弁護士会の負担を減らして日弁連全体で担っていただく、また国費化を目指していただく、さらに、全国どこでも同じような活動ができるということで広げていただくということは、とても有意義だと思っているので、賛成である。

ただ、今後この制度を担っていく委員会の先生方に対して、特に意見をお伝えしたく意見を述べさせていただきます。

先ほどまでの反対意見にもあったように、今回私が懸念しているのは、今後予定されている規則で、更生支援計画の策定自体が目的になっているかのように読めることである。実際には、障がいのある、あるいは疑われる被疑者・被告人と話していく中で、計画に賛成してもらえない、嫌がるということも当然あり得る。

そうすると計画が策定できない。けれども、そこまで援助していただいたこともあるだろうし、あるいは違う形で弁護活動をするということもいろいろなバリエーションが予定される。

そういった被疑者・被告人の意思を無視するようなことがないように、福祉関係者に計画策定だけを丸投げすることがないように注意していただきたいと思う。

日弁連の委員会が主催する研修会で、障がいのある被疑者が入院したくないのに、医師が入院相当との意見があれば、それに従うという内容の研修が行われたことがあった。しかし、心神喪失者と医療観察法の事件では、鑑定医が入院相当との意見を述べても、通院決定を求める付添人活動は当然あるところである。そういった専門家が、いろいろな意見を言ったとしても、まずは弁護人として被疑者・被告人の意思を尊重して、きちんと弁護活動をする。これがまず最低限の弁護活動であるということ、障がいのある方についても同様に考えていただきたいと思う。私の意見は、以上である。」

篠崎純会員（千葉県） 「千葉県弁護士会の会長をしている。過去の理事会で、何度か質問及び意見を述べさせてもらったが、その際、やはり財政上の問題でホームレスの方々を外されたという御説明だった。

その上で、仮にホームレスの方々を外したとしても、ホームレスの方々の一定、そのときの言葉だと、ホームレスの状態にある人の相当部分に精神的な障がい、あるいはハンディキャップがあるので、障がい者の要件で救われるという御説明があった。確かにそれはそのとおりのかもしれない。その論理でいくと、ホームレスの方々も、一定程度は、65歳以上の高齢者の方も含まれると思うので、そこも高齢者の要件で救われる可能性がある、そうすると、純粋に障がいもなく年齢も65歳未満という方々の場合の範疇というのが、相当程度限定されるのではないかと思われる。

にもかかわらず、そのホームレスを外したことについて財政上の理由ということで説明されているので、限定された範囲の方々を除かないと耐えられないほどの財政状況なのかどうか、その辺の相関性についての御説明には接していないと思うので、ただ一言財政上の理由ということでホームレスの方々を外すということには、賛成できない。

それから、その上で、今回の議案には、必要性の高い方から始めたいという御説明も書いてあった。高齢者と障がい者の方々の必要性が高いという御趣旨だろうと思う。あとの4号議案のところの、この冊子だと99ページ辺りに、真ん中辺りに弁護士の援助が必要

な高齢者・障がい者、ホームレス等に対する支援の必要性が高いと、この三つの柱について、並列的に書かれている。

ただ、1号、2号の議案については、並列的に重要性を書かれている3本柱について、ホームレスの方々は劣後していると間接的に書かれていると思うので、その点についても、十分な御説明がないままで納得できない。そういう意味で、これは反対いたしたいと思う。

ただ、何人かの反対の方々もおっしゃられていたように、この制度趣旨は大賛成である。福祉との連携、これは絶対あるべきものなので、その目的は、今後もやっていっていただきたいと思う。過去の理事会でも本議場でも、執行部から御説明のあった対象範囲の拡大については、引き続き検討していただくという発言を、我々も信じたいと思うので、引き続き御検討お願いしたいと思う。結論としては反対である。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第1号議案について書面による議決権行使及び挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第2号議案について書面による議決権行使及び挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

〔第3号議案〕 依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（会規第95号）中一部改正の件

議長は、第3号議案「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（会規第九十五号）中一部改正の件」を議題に供した。

伊井和彦副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第3号議案の提案理由の説明をさせていただく。

本議案は、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（会規第95号）の一部改正を提案するものである。当連合会は、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人がマネー・ローンダリングに利用されることを防止すべく2007年の犯罪による収益の移転防止に関する法律、いわゆる犯収法の制定以来、同法第12条第1項の委任に基づき、規程及び依頼者の本人特

定事項の確認及び記録保存等に関する規則を定め、会員のマネー・ローンダリング対策を講じ、これをやってきた。

本日、皆様のお手元にある議案書の参考資料として付けている中で、57ページにこれまでのこの規程の整備経過がまとめられている。御承知の方も多いと思うが、FATF、フィナンシャル・アクション・タスク・フォース、これは1989年のG7サミットで設立された国際間組織であるが、2003年6月の段階で、それまでは金融事業者に対する規制だったものが、マネロン規制対象を弁護士を含む非金融事業者にも拡大し、加盟国に対し、依頼者の身元確認、本人確認、取引記録の保存、そして疑わしい取引の報告の法的義務を求めてきた。これがいわゆる40の勧告である。

これを基に、2006年3月に、一旦政府のほうで、弁護士から警察へ疑わしい取引を報告する制度というのが企画され、いわゆるゲートキーパー制度というものであるが、日弁連を挙げてこれに反対した。

その結果、犯罪収益移転防止法の中に第12条で、この依頼者の身元確認や取引記録の保存に関しては、あくまで日弁連がその会則で定める規制を行うという形になり、かつ、いわゆる疑わしい取引の報告については、義務化されなかった。

このとき、依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程という形で制定された。その後、2008年10月にFATFの第3次対日相互審査があり、それらを受け、2011年4月に犯収法が改正され、それに応じて2012年2月に日弁連も新たに依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程に全面改正をし、さらに規則を制定した。

その後も2010年6月に、FATFから日本に対して不備があるという形の声明があったことから、2014年11月に犯収法が改正され、2015年12月には日弁連の規程も一部改正されている。

そして、2019年10月にFATFの第4次対日相互審査の現地審査があり、その中で、日本におけるマネロン対策について、幾つかの不備が指摘をされることになった。2020年8月にその結果が公表され、それに基づき2022年12月、昨年12月であるが、犯罪収益移転防止法が改正された。

今回の日弁連の規程の改正は、犯罪収益移転防止法の改正に基づき、日弁連の規程の中で、報告事項等の部分を一部追加とする改正である。

FATFに関しては、これは確かにあくまで政府間合意の規定であるが、しかし現在、そのFATFが決める40の勧告等は、国際間ルールになっている。したがって、このマネー・ローンダリング規制のための勧告を十分に守らないと、その国の金融の信用が害されるということになり、世界的に国際的な金融取引の信用性を失ってしまう。そういう観点から、我が国もこのFATFの勧告に基づく規制をある程度していかざるを得ないという状況にあることは確かである。

他方、日弁連としては、我々弁護士がマネー・ローンダリング等について、当局に報告するとか、そういったことは一切認められないと。ただ、弁護士がそういったものに巻き込まれたり、軽い気持ちで関与してしまう、そういうことは防がなければならないということから、日弁連の中で、日弁連の責任において、この規定を置き、皆さんに毎年報告書の提出等をお願いしているわけである。

今回の規定で、どこがどう変わったかということであるが、これは、皆さんにお配りしているものの41ページから48ページまでが、従前の規定と今回改正のある規定の比較をしたものであるので、これを見ていただけたほうが早いと思う。

今回付け加わったことは、まず第2条、取引時における依頼者の本人特定事項等の確認であるが、従来、本人特定事項だけであったが、プラスして依頼の目的、依頼者が自然人である場合にあっては職業、依頼者が会社又は第3項第5号の団体等とある場合においては、事業の内容、また、依頼者が会社又は団体とある場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者として、規則で定める者があるときにあっては、その者を本人特定事項、これらについて確認をすることを新たに付け加えている。これらは犯収法において、その他の事業者にも同じものが求められているので、それをここに加えることになった。

また、第3条、これは厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと思える場合における本人特定の確認の条項であるが、そこに9行目、特定事項の確認の後である。「行うとともに、規則で定める方法により依頼者の資産及び収入の状況の確認を行わなければならない」という規定が置かれることになった。

これはあくまで厳格な顧客管理を行わなければならない、特に高いと認める場合の規定である。さらに、今回改正が加えられたのは第6条。第6条は、弁護士等が法律事務の依頼を受けようとするときは、依頼者の属性、依頼者等の業務上の関係、依頼内容、それらに照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に係るものであるか否か、慎重に検討しなければならないとなっていたが、ここに「日本弁護士連合会が策定する弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書の内容等に照らし」と、一言入れることになった。

この日本弁護士連合会が策定する弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書というものは、どういうものかということ、今日皆さんにお配りしている議案書の59ページ以降、これは第6版となっているが、実は今、日弁連のホームページに載っているのは第5版である。この第6版、日付が入っていないが、実は近日中に理事会でこの第6版について議決をし、載せる予定であるが、本日段階ではまだそこまでいっていないので、日付は載せていないが、これが弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書というもので、日弁連のほうでこれまで把握してきた、どういった場合に、弁護士がマネー・ローンダリングに巻き込まれるか、うっかり関与してしまうかと、こういった危険性

があるということをもとめたものである。

詳しく中身を説明する時間はないが、こういったものもよく読んで、自分が依頼を受けた事項について、果たしてこの依頼がマネー・ローンダリングに関わるものではなかろうかという疑問がある場合には、それを精査する必要があるということになる。

それから、ほかの変更点としては、第9条も同じく今の危険度調査書の内容を勘案してという言葉が入ったし、第12条において、従前は弁護士会の措置について、弁護士会は相当と認めるときは、前条第1項、第2号から第5号までに係る措置又は対応の実施状況の改善を図るためとなっていたが、実施状況の確認又は改善を図るためというふうにし、また弁護士に対する必要な助言をするとあるところは、必要な調査をし、又は助言するとなっている。

これは、実は実質的には、既に今もこの確認作業や調査は行われているが、これまで規定上はそこまで書かれていなかったもので、現実に行われていることに合わせて、このように加えた。そして、第12条第3項、これも旧規定では前項の規定に報告を求められた弁護士は、これに応じるよう努めなければならない。

これに対して、新规定では、前項の規定に回答又は報告を求められた弁護士等は、これに応じ努めなければならない。いずれも努力義務であるが、いわゆる調査をされた場合に回答をする努力義務があるということを入れたのが、第12条の改正である。

今回の犯収法の改正に基づく日弁連のこの規程の改正点は、以上の点であり、なお皆さんにお配りしている資料の49ページ以下は、本日この規程の改正が認められれば、その後、日弁連理事会において規則として、この具体的な内容について、こういう形で定めるという形の規則案を本日提示している。この中身までは御説明する時間がないので、御覧いただきたいと思うが、同じく今日お配りしている資料の56ページに今回の改正で、どういったところが変わるかということと、それが規程のところが変わるのか、規則のところが変わるのかということについて、それぞれ整理したものの一覧表を付けている。

したがって、それについてはそこをご覧いただければどういったものになるかということが分かる。右側に改正の趣旨として、これは犯収法の改正を受けた改正であるとか、FATF審査の状況を受けた改正であるということが書かれてあると思う。

以上が、今回のこの規程の改正案の内容とその提案理由となる。以上である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

吉田哲也会員（東京） 「議案そのものの条文ではなくて、この議案書に書いてある、この関連でいうと、69ページのところを御覧いただきたいと思うが、ページを間違えた。先ほどお話にあった危険度調査書、その第6版というところの8ページである。この危険

度調査書の8ページのところで、一番上のほうに2番、国別又は地理別リスクというものがあるけれども、その①のところに、確かな情報源からテロ組織に資金提供があるとされた国と。この確かな情報源というのは一体何を指しているのか。それをお伺いしたいと思う。例えば、これは警察を言っているのか。それともアメリカを言っているのか。どこを言っているのか、明らかにしていただきたい。」

伊井副会長 「ここで説明しているのは、FATFのほうで、こういう形で挙げている事例という形で挙げているので、日弁連として、どういった情報源か確認をしているということを確認しているわけではない。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

石原修会員（東京） 「本議案に賛成の立場から、意見を述べさせていただく。FATFの日本に対する第4次相互審査において、日本が重大フォローアップ国として、実質不合格水準と位置付けられたことは、新聞等の報道により広く知られているところである。

今般の改正案は、この審査結果やこの審査結果を踏まえて改正された犯罪収益移転防止法の内容を踏まえるものであり、弁護士がマネー・ローンダリングに関与したり利用されたりすることを防止するために必要なものとする。

私は、いわゆる大規模事務所で弁護士業務に関わっており、日常的に海外とのやり取りがあるが、私の所属事務所に限らず海外の知らない相手から突然金を預かってほしいとか、口座を使わせてほしいといった連絡が来た経験をお持ちの先生もいると思う。

これは、弁護士業務において、マネー・ローンダリングに関与したり利用されたりする危険が思いのほか身近なものだと言える一例だと考える。このような危険を回避し、日本の弁護士がマネー・ローンダリングに関与したり、利用されたりすることを防止するためには、日弁連が必要なルールを定めた上で、弁護士各自がリスクに応じた対応をとることができる意識や知識を持つことが必要であり、今般の規程改正はその目的に沿うものとする。

世の中では、銀行の窓口で、本人確認が求められることは当然のこととされているので、依頼者の方々にとってしてもその必要性は理解していただいているものと思われる。

我々弁護士にとってしても、2018年に始まった年次報告書の提出は、既に5回経験しており、そして規程に沿った対応を必要に応じて日頃から行っているものと思われる。今般の改正でも、弁護士自らが直面するリスクに応じた対応を講じる必要があることは、改正前と何ら変わっておらず、また規程上を見ても、本人特定事項等の確認が必要となる取引には変更がないことから、改正案により新たに課せられる義務は僅かなものであって、

弁護士業務に対する過度な負担とは到底言えないものとする。

また、法人である依頼者の本人確認に当たって、従来からの法務局で登記を取得する方法に加えて、オンラインで登記情報を確認できる登記情報提供サービスの利用が可能となるなど、弁護士業務の効率化に資する内容も含まれている。

そのため、改正案は弁護士業務に対して無理のない範囲で、必要な改正を施したものとする。以上により、私は本議案に賛成する次第である。以上である。」

横松昌典会員（第二東京） 「本議案に賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。第二東京弁護士会では、年次報告書の提出を始め、犯罪収益の移転防止等弁護士業務の適正確保に関する事項の対応のために、マネー・ローンダリング対策室を設置している。私は、対策室の嘱託の一人である。

私自身は、東京で個人事務所を営んでおり、一般民事・家事事件等を扱っているが、個人事務所においても、相続案件等で不動産取引を行ったり、預り金口座を経由した金銭の授受、送金等を行うことはよくある。

ときには、報酬の支払者が依頼者と異なるか、依頼者と異なる名義の口座に送金を求められるというような場面に遭遇することもあり、そういったときにはマネロンの疑いその他の問題が生じないように、特に慎重に対応するようにしている。

今回の改正案であるが、弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書の勘案ということが、規定上明示されるということになっている。

危険度調査書では、弁護士業務のリスクを評価して、当該リスクに応じた措置をとるというリスクベース・アプローチの重要性が強調されている。第1版が2018年10月に発表され、今回第6版の案が示されているようであるが、第1版と比較すると、依頼者リスクであるとか、提供サービスリスク、リスクを変動させる要素など、いずれの項目も追加されており、相当程度増えている。

そして、年次報告書の回答内容等からマネロンが疑われた事例も整理されており、預り金口座の利用であるとか、不動産取引、債権回収等、国内の一般民事業務中心の事務所であっても、直面する可能性のある例が紹介されている。

弁護士がマネー・ローンダリングに巻き込まれる危険というのは、大規模な渉外事務所だけの話ではないということがよく分かる。

危険度調査書の規定での明示、そのほか今回の改正については、FATF審査の指摘事項に対応するというのみならず、広く会員にマネロンに巻き込まれる危険性とか、実際の事例を周知して、これらの対応をより確実なものにするために必要なものと理解している。

対策室の嘱託として、年次報告書の提出の呼びかけなどをしてしていると、会員の方から様々な御意見を伺うことがある。こうした御意見に対し対策室としては、弁護士の職務の独立

性を守りつつ、弁護士自治や弁護士に対する信頼を確保していく観点から、規程の遵守の重要性について御説明しているが、是非日弁連からも、会員の皆様への分かりやすい周知、それから広報があると更に理解が進むのではないかと考えている。

今回の改正の施行時期、来年春以降が予定されているようであるが、施行前から研修・広報等で会員への周知、理解を進めていただくことが重要と考える。以上により、私は本議案に賛成する。」

吉田哲也会員（東京） 「私はこの議案には、反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思う。

まず、私ごとではあるが、御存じの方もいるかもしれない。かなり前の本ではあるが、中公新書から「南アフリカ共和国の内幕」という本が出ている。私が高校生のときに、自分から読んだのではなくて、学校の社会の授業で研究で割り振られて、それで読んだのであるが、非常に感じ入るところが、今でもそれを引っ張っているところがある。

確か、この本自体は南アフリカ共和国で1990年代にアパルトヘイトが廃止された後に増補版が出ているけれども、私が読んだのはその増補版が出る前の初版の一番最後の言葉である。アパルトヘイトに抗したアフリカ民族会議、省略するとANC、かのネルソン・マンデラ氏も所属していた組織であるが、その活動家の言葉としてこういうのがあった。日本に南アフリカとの貿易をやめろとは言わない。ただ南アフリカとも貿易するのであれば、我々にも支援をしてほしい。タイプライター1個でも、たばこ1個でもいいのだと、そういう言葉。

当時私は全然興味がなかったのであるが、以降その言葉がずっと私の何と言うのか、道というか考えることの基本になっているということをもっと申し上げておきたい。

今回のFATF、国際的な基準というふうな説明を先ほどいただいたが、確認したところ加盟している国は僅か39か国ないし地域でしかない。それが国際的な基準となっているというものは、これはいわゆる南北問題等にも結びつくものではないかと、私は考えている。

そのような形で作られた基準というものが、一体誰のためのものなのかということは、私たちがゆめ忘れてはならないと思う。

加えて、先ほどしきりにマネー・ローンダリングに弁護士が巻き込まれるというふうな説明を、あるいは賛成の討論を受けている。大事な視点が抜けている。FATF、これは何のためにマネー・ローンダリングを監視するのか、いわゆるテロ対策ということが、その根本にあるはずである。しかしながら、そのテロということ自体が、非常に政治的な概念でしかない。政治的なバイアスがかかったものでしかない。

私は東京弁護士会の常議員会で何回か申し上げたが、ロシアによるウクライナ侵攻、そ

れを機にして公安調査庁のホームページから、ある記述が削除された。ウクライナのロシア人、ウクライナの混在地域において、ウクライナの民族主義者の民兵部隊、非合法の武装民間人であるアゾフ連隊ないしはアゾフ大隊とよばれるグループがあるが、ロシアのウクライナ侵攻と同時に、同団体がネオナチとの関係性が噂されているという公安調査庁のホームページの記述がひっそりと削除されている。

テロ対策等々と言うが、それは非常に政治的なバイアスがかかっている。そのようなバイアスにかかった概念に基づいた規定である、政策であるということを抜きにして、この議案そのものに私は賛成することはできない。一方的なテロ等という言葉に、私は乗る気はない。

安保法制、その内容は今おいておいて、安保法制がこの霞が関付近を埋め尽くしたときに、デモはテロなんだと発言した国会議員もいたはずである。そのような言葉が一人歩きする。そのような形で進められているこの議案に私は反対である。

2006年に弁護士のゲートキーパー化を防ぐんだという大反対があったと、先ほど説明でも伺った。しかし、今般このFATF関係の議案が討議されるときに、そういった話が非常に肯綮化して、どの会議でもベルトコンベアのようにただただFATFが言っているからという状況になっていることに、私は非常に危惧を覚える。

そもそもテロというときに、その善悪が何でそのような暴力行為、あるいはストラググルが起きるのかというところを抜きにした、そのような思考停止に私は与したくない。以上である。」

高山俊吉会員（東京） 「ウクライナ戦争が始まって1年経った。今日、会長が開会に際して挨拶をした中で、ウクライナ戦争のウの字ぐらいでもおっしゃるかと思ったけれど、何も言わなかった。

日弁連が始まって、こういう世界戦争が起きて、そのときに会長を務めるという初めての政治的な体験を私たちは、今正に、経験している。治安の維持、そのことと弁護士の責任とはどういう関係があるか。治安維持法に戦前、日本弁護士協会は、初めは反対をした。しかし、だんだん崩れていった。

そして、最大の人権侵害である戦争が始まったときに、日本弁護士協会は、関東軍に戦闘機を送った。そういう歴史を、負の歴史を、恥ずべき歴史を弁護士は持っている。治安の維持に弁護士がどう責任を負うのか。治安の維持と言われたときに、そこにどういひかがわしさを感じるのか。

FATFは、皆さん御存じでしょうと、先ほど副会長が言われた。御存じであるか。FATFとは、こういうものだという説明をきちんとできる方、この会場の中にどれだけおられるか。そうやって秩序が作られて、弁護士が治安維持の先頭に立つことが求められる。

そういう歴史の行き着くところに戦争があったのではないか。

今日のこの厚い議案書の中の37ページを御覧いただきたい。37ページは、3号議案の提案理由が書かれている。

マネー・ローンダリング、自分自身の業務生活の中で、あれかもしれない、これかもしれないということを思い付く人たちが、どれだけいるだろうか。にもかかわらず、これだけ強調されていること、そのことが実は何を示しているか。何を意味しているかということ、私たちは本当に考えているだろうか。

この37ページの最後のほうだ。最後から5行目「なお、弁護士に疑わしい取引の届出義務を課すことについては、当連合会は弁護士の職の根幹及びその独立性を侵すとして一貫して反対してきた。改正犯収法においてもその点は維持されている」と書いてある。何という弁解がましい文章なんだ。

本当にそうだったら、なぜこの危機の中で、危険の中で、戦争接近というこの危険の中で、弁護士はその矜持を明らかにして、この動きに対しては、懸念を表明するということをしちんと言えないのか。そこから弁護士が崩れていくということを考えないのかということ、私には強く感じる。3号議案に反対をする。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第3号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

〔第4号議案〕 民事法律扶助における利用者負担の見直し、民事法律扶助の対象事件の拡大及び持続可能な制度のためにその担い手たる弁護士の報酬の適正化を求める決議案の件

議長は、第4号議案「民事法律扶助における利用者負担の見直し、民事法律扶助の対象事件の拡大及び持続可能な制度のためにその担い手たる弁護士の報酬の適正化を求める決議案の件」を議題に供した。

菅沼友子副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

私から第4号議案の御説明を申し上げたいと思う。民事法律扶助は、法律家の支援が必要であるのに、経済的な事情から、自分ではその費用を賄えない人に対して、その費用を

援助する、そういう制度である。

1952年、当連合会が設立した財団法人法律扶助協会によって開始されたが、2000年の民事法律扶助法、2004年の総合法律支援法の制定を経て、現在、民事法律扶助事業の実施は国の責務とされ、日本司法支援センター（法テラス）が実施機関となっている。

現在の代理援助の立替金実額は、年間150億円から160億円程度、代理援助件数は年間10万件から11万件という状況になっており、司法におけるセーフティネットとして、一定の役割を果たしていると言えると思う。

今回の決議は、この民事法律扶助の制度について、三つの点で改革を求めるというものになる。第1は、現在、立替・償還制になっているという、この問題に関してである。欧米諸国においては、法律援助、リーガルエイドは基本的に給付制となっているのに対し、我が国では、1958年に法律扶助に国庫からの補助金が入ることになった。それをきっかけに全額償還制というものが導入された。

1994年の民事法律扶助法制定前に、法務省に法律扶助制度研究会というものが設置されて、ここでもこの点が検討されたのであるが、当連合会は、原則給費制を採用すべきであるという意見も述べたところであるが、1998年に出された同研究会の報告書では、両論併記とされ、その後も立替・償還制が維持されている。

先ほど申したように、現在、立替金総額150億円から160億円というところであるが、年間の償還金は、約110億円を超えるという規模になって、立替金の3分の2を超える額ということになっている。

この研究会報告書以降、社会経済構造の変化や経済的格差の拡大の中で、立替・償還制という仕組みが民事法律扶助の利用者にとって、非常に酷なものになっているのではないかと、法律扶助を利用しにくいものとしているのではないかとという問題が、この間深刻なものとなってきている。

現在の民事法律扶助の利用者の世帯収入を見ると、約40%が無収入、約15%が月額10万円未満、このように非常に厳しいものとなっている。また、民事法律扶助が利用されている事件タイプのほうを見ると、1970年代、80年代においては、交通事故による損害賠償事件、これが多くを占めていたところであるが、現在では、離婚や養育費等の家事事件、債務整理や破産、こういったもので約8割が占められていると、そういう状況になっている。

このような事件類型では、実質的な経済的な利益といっても得ることが非常に考えにくい。そういう中で、利用者の経済状況を考えるならば、償還制が非常に酷なものになっているということは明らかだと思う。

実際、償還制がとられていることが、扶助利用の妨げとなっているということが、調査

結果でも出ている。東京弁護士会が、2014年に東京三弁護士会の会員を対象に行ったアンケート調査、民事・司法実情調査によると、民事法律扶助について、償還制であることが利用の障害になった経験がないかという問いに対して、回答者の四人に一人がよくある、たまにある、と回答しており、そのうち65%が受任に至らなかったことがあると答えている。

また、償還制によって扶助を利用したくても、事実上それを拒まれてしまうといったこともある。例えば、償還制というのは、扶助の利用に伴って債務が発生すると、そういう仕組みになっているので、自ら契約等ができない未成年者や後見相当の場合の成年後見の本人申立てなどは、民事法律扶助の契約を拒まれると、そういう実情になっている。

また、離婚等と多重債務による破産の問題を両方抱えている、そういうケースは少なくないと思うが、そういう方が両方について、民事法律扶助の申込みをしたいということになると、他の事件の立替金が免責債権になってしまうというので、離婚については、援助が受けられないと、そういった問題も生じている。

さらに、せっかく法律扶助を使って養育費等を得ることになっても、その中から償還金や弁護士への報酬を払わなければいけないと、子どものために使えない、そういった問題が生じている。

先日2月16日、当連合会で民事法律扶助シンポジウムを行った。その中でDV被害者や生活困窮者の支援をしている現場の方にいろいろお話をしてもらったのだが、やはり償還制であるがゆえに法的支援につなげることが非常に難しいという、そういうケースがあるのだというお話を紹介してくれた。

その際に併せて、逆に何とか弁護士につなげられた、法律扶助を利用して弁護士につなげられたケースについては、それによって御本人たちがどれほど助かったかということも非常に熱心におっしゃっていただき、改めて私たちがしっかりと弁護士としての役割を果たしていくと、そのためにも民事法律扶助を使いやすいものにしなければならないということ強く実感したところである。立替・償還制から原則給付制に制度を変えていくということが是非とも必要である。

ここで、民事法律扶助を給付制にすると、その予算はどうなるの、どうするの、また、この後申し上げる第3項のテーマとなっている弁護士報酬の適正化、これも実現するために予算はどうするの、限られた予算の中でそういったことをやろうとすると、例えば他の民事法律扶助の利用要件が絞られるとか、弁護士の報酬が削られるとか、そういったしわ寄せがくるのではないかという、そういう御意見をいろいろな場で頂いてきた。

この点に関して、非常に重要なことは、我が国の民事法律扶助に対する国費の支出が国際的に見て非常に小さいということである。私たちは、当たり前のことに思っているけれども、案外知らない方が多くて、非常にびっくりする。

議案書の97ページに詳しく書いているが、人口一人当たりの民事法律扶助の支出額を比べると、日本はイギリスの、イギリスも地域によるが、16分の1から6分の1ぐらい、北欧諸国に比べても、約6分の1から4分の1ぐらいという非常に小さい状況になっている。

加えて、日本の場合には、先ほど言ったように償還金というのが財源になっているので、国費の支出という意味では更に小さくなる。司法は、社会の重要なインフラであり、かつ民事法律扶助というのは、本当に大切な司法基盤の一つである。

それに対する国費支出が、国際水準と比較して非常に貧弱な状況は改める必要がある。民事法律扶助関係については、予算を純粹に増やす、上乘せする、これを強く求めるべきだと、正面からそれで行くべきだと執行部としては考えている。

この国費で負担をするということに関しては、国連事務総長、事務局もメンバーに入っている国際団体であるSDGsに関する司法タスクフォースというものがあるが、そこが出している報告の中で、司法による正義のために1ドルを投資すると、紛争のリスクが減ることによって、16ドルの利益につながると、そういった報告がなされている。

また、イギリスでは日本に比較すればまだまだとても多いが、2012年に法律が改正されて、扶助予算の緊縮がなされた。実は、その中でいろいろな弊害が起こっており、本人訴訟がすごく増えて、裁判所がとんでもないことになっているとか、そういったような新たな問題が起こって、今、見直しが図られつつあるということが、先日行ったシンポジウムでも報告された。

このようなことも、しっかりと事実を挙げながら、納税者である市民の皆さんの理解を得ていくということが必要であると思う。予算の獲得には、しっかりと活動をしていきたいと思っている。

それから、民事法律扶助の改革の主文の第2項であるが、現在、民事法律扶助でカバーされていない範囲についても民事法律扶助を拡大していこうということである。大分時間が無くなってきたので、端折るが、現在、当連合会で民事法律扶助でカバーされていないもののうち、特に人権救済の必要が高いものについて、会員の会費を財源として、法律援助事業を行っている。

また、それ以外にも法的な支援が必要だというものがある。これらについて、民事法律扶助の範囲を拡大していく、そういったことを求めていくというものである。

それから、3番目、弁護士報酬の適正化の問題である。扶助の報酬基準は、私たちがボランティアとしてやっていた扶助協会時代から、ほとんど変わっていないというのが実情である。

他方で、法律扶助の事件を含めて、法的紛争が複雑化・高度化していて、業務量が増えている、これは皆さんが実感しているところではないかと思う。

最高裁の裁判の迅速化に係る検証に関する報告書、最近のものであるが、ここでも婚姻関係事件について、審理時間が長期化していると。8年前の2012年に4.7か月であったものが2020年には7.0か月になっているということで、非常に長期化している。こういったことが、実際上の弁護士の報酬を引き下げていることは間違いないと思う。

この決議案においては、弁護士報酬が2009年に当連合会が公表した市民のための弁護士報酬の目安に比べて、相当程度低額になっているということを書いている。この点については、データが古いと、もう少し新しいものはないかという御批判を頂いており、それは確かにそのとおりだと思う。

当連合会では、2019年から3年にわたり離婚関連事件に関する業務量調査を行っている。本当は、本日の総会に間に合うように報告書の概要版だけでも仕上げ、会員の皆様の議論の資料としていただくべく、担当の総合法律支援本部の報酬PTが必死に頑張っていたのであるが、この離婚関連事件は、事件類型に応じた個別性が非常に大きくて、分析が非常に難しいところがあり、時間がかかっている。

ただ、現段階の分析状況で見ても、同じ事件を扶助で受けた場合と私選で受けた場合、これを比較すると、扶助のほうが大体半分あるいはそれ以下になっていると、そういったことは明らかになっているところである。

この点に関しては、更に分析を進めて報告書にまとめて、この決議を実現していく過程において、重要な立法事実として示していく、そういうふうに活用したいと考えている。

それから、この報酬基準に関連して、現在の報酬基準のままでは弁護士が民事法律扶助を担いきれなくなると、そういうおそれがあるということもこの決議には書いてある。そういう観点から、昨年11月から本年1月まで、民事法律扶助契約に関する会員アンケートというものを行った。2700人を超える会員に御回答を頂き、感謝申し上げる。

これも現在、研究者の方にもご協力いただき、分析を進めているところであるが、少し見たところでも、例えば、現在民事法律扶助契約をしている人に、この契約を今後継続する意思があるかと、そういう問いに対し、64期以上、以上というのは、それよりも古い人というか上の人という意味であるが、そのほうについては、継続する意思があるという回答の方が検討中というものよりも多いのであるが、実は65期以下になると、検討中、この契約を継続するかどうか検討している、そちらの方が多くなっていると、そういう状況がある。

いずれにしても、しっかり分析をして、この結果も報酬基準の適正化を進めていくための重要な立法事実としていきたいと思う。

最後に、この間の執行部を中心とした取組について、若干だけ御報告をしたいと思う。執行部では、昨年6月にこの問題に特化した法律扶助制度改革実現本部というのを総合法律支援本部の中に立ち上げ、この決議に向けた会内での検討を進めるであるとか、プレス

セミナーを行う、シンポジウムを開催するなどの活動を行ってきた。

あわせて、法務省、法テラス、日弁連、この三者で現在の法律扶助制度の下でどのような問題が起こっているかということを検討する勉強会というものを、6月から大体月に2回ぐらいのペースで行ってきた。この勉強会の中では、この決議にあるような償還制の問題あるいは弁護士報酬の問題、こういったものもテーマとして取り上げて、日弁連のほうから問題提起をして検討するというのもしてきたところである。

そういう中で、実は法務省のほうも償還制について、これが利用を躊躇させる原因になっているかどうか、アンケート調査を行うと。実際上は、民事法律扶助の法律相談を利用した方で事件の依頼をしなかった、代理援助に結び付かなかった方の理由を調べていくということを考えているようであるが、法務省もそういったことに取り組むということになっている。

この勉強会では、併せて現実の扶助制度の運用についても検討をしており、先日皆様にFAXニュースで「ひとり親世帯支援拡大の方向性固まる」というお知らせをさせていただいたが、現在この物価高の中で、非常に大変な状況に置かれているひとり親世帯について、特に養育費を手元におけるような運用改善をしようではないかということで取りまとめに至り、その方向に沿って、なるべく早い時期にそれを実現すると、そういう方向の動きに現在なっている。

養育費を手元に置くというので、過去の養育費を一括でもらった場合に、そこからごそっと立替金の償還を求められるというのを一定金額についてはなくす。それから、ひとり親については、義務教育対象を養育しているひとり親に関しては、資力回復困難要件を満たしているというので、免除を受けやすくする。それから、弁護士報酬に関わるが、養育費が取れる場合に、2年間払われる都度、弁護士に1割を払う。これをやめて、一定額までは法テラスが立て替えるというような運用改善が図られるという方向性が固まっている。

私どもは、この運用改善の問題を検討するに当たっても、利用者の負担軽減、それから弁護士の報酬の適正化、この両方を必ず併せて進めていくということを念頭に置いている。このひとり親家庭の支援に関しても、先ほど述べた立替え、これについては、弁護士のほうからも非常に不満が高かったところである。そこについて、一定の改善になるということについては、よかったなと思っている。この勉強会は、引き続き行われていくものなので、大きな視点と運用改善の両方から検討を行っていきたいと思う。

最後になるが、この民事法律扶助を単独のテーマとした総会の決議というのは、2002年以来、本当に久しぶりということになる。そういう意味で本当に大きな意義があるものと思っている。

本日、御参加の会員の皆様全ての賛成でこの決議を採択していただき、日弁連がこの問題に更に本気に取り組んでいくということを内外に示し、この決議の内容の実現に向けて

取り組んでまいりたいと思っているので、どうぞよろしく御審議いただくようお願いする。私からの説明は以上である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

及川智志会員（千葉県） 「まず、第1点目であるが、議案書の97ページには、民事法律扶助支出額が全て合わせて265億ぐらいと書いてあるが、ただその中には、回収した償還金と事務経費、一般管理費、人件費が入って265億ということであるが、こうしたものを除いて真水と言ったらいいのかどうか分からないが、弁護士に払われているお金がいくらなのかということをもっと教えて欲しい。

それから2番目に、今の制度だと償還金、貸付けだから返してもらおうと、返してもらった償還金が大体120億ぐらい、最新だと117億と書いてあるが、これを再度貸付けに回すという形になっているわけであるが、そうすると、今回の決議案だとこれがなくなり、給付制になるので、回収して貸し付けている117億はなくなるはずであるが、この財源を確保しなければいけない。

さらに、同時に弁護士の報酬基準を引き上げるとすれば、当然120億以上必要になってくるわけであるが、これはどうやって確保するのかと、とても不安で、先ほど菅沼副会長もその点に触れられていたが、この決議案を見ると、あまり書いていないし、具体的ではない。先ほど菅沼副会長は口頭で、納税者である市民の理解を得るとおっしゃったが、納税者である市民の理解を得ると書いていないような気がするのであるが、口頭で言われただけなのかと思って、どこに書いてあるのかというのを教えていただきたいのと、納税者である市民の理解を得るために、具体的にどんな方法でやられるのかということも教えていただきたい。それは書くべきではないのかなと思う。すまない、意見みたいになってしまったけれど。

それから、もう一つは、弁護士の報酬基準について、2009年のデータが出ていて、これは古いと言われるかもしれないということであるが、この決議案、公表したら、間違いなくマスコミからこれ古いですねと言われると思う。日弁連は、業務量調査やっていたよねと言われるはずだと思う。これは今日間に合わないということだったのであるが、間に合わない理由を具体的に説明していただく必要があると思う。多分、マスコミからも追及されると思う。

であれば、そのデータがきちんと出てからやらないと、まずいのではないのかなと思うが、この決議案に抜けているというのは、決定的な欠点かなと思うが、その点の御見解を伺いたい。

それから、先ほど法テラス離れというのがあった。この報酬だと法テラスから離れてい

ってしまう。研究者からも、今協力いただいている見解をまとめているとおっしゃったけれども、そのこともこれは書いていないのではないかと思う、この決議案には。どうして書いてないのか、書くべきではないかと思うが、その点についての御見解もお聞かせ願いたい。」

菅沼副会長 「まず、実際に弁護士に渡っているお金はどれぐらいかということで御質問があったかと思うが、立替金の形で弁護士に渡っているのが、同じ年度の令和2年度で比べると146億になる。これは、法テラス白書のほうに、毎年法テラスが法テラス白書を発行しているけれども、その令和2年度の数字ということになる。

それから、給付制にすると現在償還金が120億あって、それがなくなるので、その分をどう確保するのかという御質問であった。まず、償還金がなくなるといっても、この決議で提案しているのは、基本は原則給付制、資力に応じた応能負担ということを行っている。

であるから、償還金という形ではないが、資力に応じて、一定の資力がある方については、全額ではないにしても、例えば3割負担してもらい、5割負担してもらい、そこら辺は制度設計によって柔軟にできて、そこによって一定の財源を確保するということはできると考えている。

それから、併せて経済的な利益、例えば損害賠償金とか、そういうようなものを受けた場合に、そこから一定の負担金を求めると。そういったことも欧米諸国の原則給付制の制度の中でもやられているところであるので、まずは償還金120億丸々を国費でカバーしなければいけないという制度としては考えていないということを上申する。

それから、いずれにしても大きな部分は、国費でカバーをするということに関しては、先ほど申したように、司法予算、民事法律扶助予算を純増すると、その必要性を正面から言っていくということでやっていく必要があると思っている。

そのためには、先ほど及川会員が言ってくださったように、納税者であるところの市民の理解というのが、本当に必要だと思っている。その一つの取組が、ささやかながらまだ1回しかやっていないけれども、民事法律扶助のシンポジウム、2月16日に行った。ああいう形で扶助を使うことによって、どれぐらい市民の皆さんの役に立って、そのお金がどういうふうに必要なのかということについて、分かっていたかということが必要だと思っている。

順不同になるかもしれないが、業務量調査が遅くなっている理由について、先ほど説明の中でも申し上げたけれども、離婚関連事件というのは、本当に結構個性が強くて、例えば財産的給付があるかないかによっても全然違ってくるし、あと、かかる時間数が例えば面会交流事件があるかとか、DV被害の実情が加わっているかとか、そういったような類型によって、かなり違ってくるというものがあり、そこら辺にも着目をした丁寧な分析

が必要だというのが、この間報酬P Tで検討してきた結果、思った以上にそこが重要だということが分かってきて、少し遅れているという状況である。

こちらも遅れてはいるけれども、そんな半年先とか何とかということではなく、頑張っ
て報告ができるように、引き続き報酬P Tのほうで頑張ってもらうことになっている。

それから、2009年のデータが古くて、この決議が出ると、それですぐにマスコミに
分かって、何でそれが無いのに出すのかという、そういうお話しだったかと思う。民事法
律扶助の報酬基準が低いというのは、少なくとも私たち弁護士にとっては、ある意味自明
の状況になっており、それはここに書いてあるような弁護士報酬の目安と比べてもそうで
あるし、この間のアンケートでもそうであるし、ということだろうと思っている。

ただ、それを私たちが実感している肌感覚ではなくて、データで示さなければいけない
のはそのとおりであるので、それを示すことは必須だと思っている。ただ、それが間に合
っていないからと言って、今この民事法律扶助の範囲の拡大とか、利用者負担の見直しと
いうのを言うときに、ではこの弁護士報酬基準の適正化ということを言わないでいいか
ということにはならず、やはりこのタイミングで償還制の見直しということが必要だし、そ
れと併せて、やはり弁護士報酬の適正化ということも言う必要があるということで、今回、
この決議を提案することにした次第である。

それから、納税者である市民の理解というのが、決議案に書いていないのではないかと
いうのも質問に入るかと思う。それは、どういうふうの実現していくかということについ
て、この決議では、そもそもこの決議を示すこと自体、決議事由の中で、いろいろな事
情を述べること自体が、国民に理解を求める一つになっていくと思うので、これで十分か
と言われれば、十分ではないかもしれないけれども、そういう意味で、この決議を出すこ
と自体が、国民、市民の理解を求めるということになる。

市民の理解を求めるということ自体をこの決議に明文で書く必要があるかということに
関しては、それは私としては、あまり必要ではないのではないかと思います、会員に向けては
どういう取組をしていくのかということで、会員への行動提起等に関しては、その辺をし
っかりと認識を共有する必要があると思っているけれども、市民に向けて発信する、社会
に対して発信する、この決議としてはその部分の明文化は必要ないのではないかと、私と
しては考えている。

あとは、法テラス離れの問題である。」

議長 「法テラス離れについては、記載がないようだが、それはなぜかということだっ
たと思う。」

菅沼副会長 「法テラス離れに関して、記述はしてあり、そもそも民事法律扶助制度を

持続可能な制度とするためにというのが、法テラス離れを避けるという意味で書いてあるし、そもそもこの決議の部分の86ページの上から8行目ぐらいから、民事法律扶助制度は弁護士等の献身的な活動によって支えられてきているものの、このままでは弁護士が民事法律扶助の担い手としての活動を続けることが困難となりかねずというような言い方で、若干美しく表現はされているかもしれないが、そういうことで示しているということである。

以上、六つについてお答えをした。」

議長 「あと、3点目の納税者の理解を得る必要ということが、この中に書いてないのではないかという点については、書いていないということではよろしいか。その前提でなぜ書かないのかということ为先ほど説明されたという理解でいいか。」

菅沼副会長 「はい、そこは書いていないということで結構である。」

西川文雄会員（鳥取県） 「今回の決議案について、応能負担の原則給付制に転換することを目指し、かつ弁護士報酬の適正化をしようとする、そういう内容ではあるが、財政的手当について、どこから出てくるのかということについて、質問させていただく。

この決議案について、財政的手当がどこから出てくるのかについては、ほぼ具体策、具体的財源は示されておられないかと思う。過去に出された各種提言であるとか、諸外国の例はあるのであるが、単に国に対して予算の増額を求める内容である。

先ほど、説明の際にこの点に触れていただいていたところであるが、納税者の理解を求めながら予算の増額を求めていくのだと。また、その際に重要な要素としては、諸外国の例との比較というところに言及をしていただいているところではあるが、しかしながら、本当に予算の増額だけを求めるだけでいいのかというところは気になる。

消費税率を35%にしても、国の借金を完済するのに122年かかるなどと試算されていたり、岸田政権が重要政策として掲げる防衛・少子化対策等についても、財源をどこに求めるのかという、そういう問題にすら四苦八苦したりしているこの日本の財政状況の中で、仮に重要な要素として、諸外国とのその例との比較という要素を主張したとしても、どこまで予算の増額ということが勝ち取れるのかと、その懸念はやはり拭えないかなと考えている。

鳥取会は、昨年5月の段階で意見書を出させていただき、医療の健康保険と同様の司法における司法保険を目指すべきではないか、皆保険とする形で国に求める3項目の財源とする構想を立ち上げてはどうか、その司法保険の受け皿組織を法テラスとしてはどうか、その際の見直しされた弁護士報酬基準は、旧日弁連基準とすることを目指してはどうか、

という司法保険構想を提案させていただいていた。これを必ずしも採用していただく必要はないかと思うが、やはり財政的手当への言及ということは、重要な要素ではないかと考えている。

日弁連理事会の中では、決議案成立後の実現の方法について、不当類型の改善から着手していくという方法論が展開されていた。それ自体は、非常に実現可能性は感じるのであるが、その作戦だけでは個別的な一部の分野についてだけの微修正にとどまってしまわないか。そういう懸念がある。

ひとり親家庭問題等について、勉強会を開催されて、一定の改善への道筋を示された。その成果というのは、評価に値すると思うが、やはり重要なのは法テラス案件全体の報酬額の抜本的な改善であると思う。

全国の日弁連の会員が実現への期待を持てるような財政問題に関する対応等も含めた今後の活動の道筋を今口頭では御説明いただいたが、これ以上はお示しいただくことができないのか、その検討状況をお伺いしたいと考えている。以上である。」

菅沼副会長 「御質問感謝申し上げます。鳥取県弁護士会の意見書は、私も拝見をしており、非常に興味深く読ませていただいた。やはりこういう財源の問題についても、根本的な解決を目指して、新しい発想でいろいろ考えていくということも本当に必要だなと思いつつ、率直に申して、まだこの間の取組、当面のことに追われてこの辺の検討がまだ十分にできていないということが実情である。

ただ、予算の獲得の問題に関しては、本当に皆さんの関心が非常に強いところである、期待も非常に大きなところであるというのは、この間のいろいろな御意見を伺っていても、執行部としては十分感じているところであるので、さらに先ほど、正面突破のようなことをいろいろ申したけれども、それに加えて、もう少し建設的と言うか、新しい発想で考えることも含めて取り組んでいきたいと思うが、この決議をあげて、更に弁護士会内の日弁連内の議論を深め、更に会員の皆様からのお知恵も頂いて、この点については考えてまいりたいと思う。

すまない、今バーっと希望が見えるようなことが言えればいいのであるが、私の能力ではこれが限界であり、是非一緒に取り組んでいただきたいということで、答弁に代えさせていただきます。以上である。」

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

東谷良子会員（埼玉） 「私は、今回の決議について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私は、弁護士会で両性の分野や犯罪被害者支援の分野で活動してきたこともあり、扶助案件については、常に多く担当してきた。特に、女性側の離婚に関する法テラス利用の相談を多く受けているが、個人的には、受任に至る割合は1、2割という印象がある。

相談者に法テラスの報酬について説明をすると、着手金に加え養育費から2年間も報酬を支払うことになると思うと、それは苦しいので調停は自分で対応して、今後もし訴訟になったら依頼します、と言われることがよくある。

そもそも養育費として算定される金額は、子どもを養育するために必要な金額として認められたものであるにもかかわらず、その中から弁護士費用を支払うということは、子の養育の費用よりも弁護士費用を優先することになってしまう。

そうなれば弁護士に依頼できないと考えることも当然だと思う。このように、民事法律扶助が立て替え、また償還制になっていることによって、本来は法的支援が必要な方が弁護士に依頼することができず、自身の正当な権利を主張できないまま、不利益な結論を享受している可能性もあると思う。

実際に、私が相談を受けていたものの受任には至らなかった方が、離婚の調停成立後に、再度相談に来て、財産分与に納得がいかないのか、これから何とかならないかと言われたこともある。

私としては、あのとき私に依頼してくれれば、正当な権利を守ってあげられたのではないかと思います、大変悔しい気持ちであったが、どうしても私に依頼するとなると、着手金や報酬を負担してもらうことになってしまうので、私としても強く依頼したほうがいいと勧めることもできず、悩むことが多い。

私は、このような経験から、今回決議として出されている代理援助費用について原則給付制を採用し、利用者負担の軽減を図ることがなされれば、相談者は弁護士費用の負担を考えずに、安心して弁護士に事件の依頼ができ、また必要な法的支援を受けることができると思う。

弁護士としても、費用の負担を考えず依頼することができると思うので、受任にもつながると思う。

また、今までは、ただでさえ苦しい生活費の中から、毎月の弁護士費用の債権回収の作業まで、弁護士が背負わされていたが、報酬がきちんと確保されるのであれば弁護士としても安心して業務に取り組むことができると思う。

また、今回の決議では、代理援助における弁護士報酬の適正化を図るということも内容とされている。私が担当する扶助事件の中には、DV被害者の方の事件も多いが、そのような場合では、本来の離婚事件の対応以外にも、依頼者の居場所を隠さなければならないため、例えば荷物の受け渡しや必要事項の伝言、また面会交流の事務手続など業務が大変多い。

このように扶助事件は、業務量が多いにもかかわらず、報酬が低い結果として事務所の経営を維持するためには、数を多く受任しなければならない。このように現在の代理援助における弁護士報酬では、精神的にも肉体的にも、疲弊してしまう現状があると思う。まして、DV被害者や犯罪被害者等の利用が多い扶助事件においては、女性の弁護士を希望する方が多く、結果として女性弁護士が低廉な弁護士費用で多くの事件数をこなさなくてはならない状況が生じており、そのことが結果として、女性弁護士の会務に割く時間を削って、男女共同参画を阻んでいるのではないかとも思っている。

したがって、扶助事件における弁護士報酬の適正化を図ることは、男女共同参画にも資するものであると考えているし、非常に重要なことだと考えている。以上により、私は今回の決議に賛成する。」

池内稚利会員（第一東京） 「私は、今回の提案、全面的に賛成であるが、今まで出ていたように、なぜ国が予算を付けてこれを支えなければいけないかということについて、私見を述べさせていただきたいと思う。

私見であるので、これが正しいかどうかは皆さんに御判断を頂ければと思うが、そういったことをしながら皆さんで考えていただくきっかけになればと思い意見を言わせていただく。

司法というのは、近代国家によって初めてできたわけではなくて、中世のときから司法はあるが、近代国家における司法の特徴というのは何なのかというと、これは「リヴァイアサン」に書いてあるが、それまでの司法というのが、そこで紛争を解決できていなかった。中世の司法というのは、裁判があってから初めて交渉が始まるみたいな形になって、最終的に「最後の決闘裁判」という映画があるが、不倫をされたか、されないかということ当事者が決闘で決めると、どっちが正しいか決闘で決めるみたいな、こんなような状況があった。

ホブズが「リヴァイアサン」を書いたとき、その前提というのは、市民社会で世の中が非常に混乱していたと。そんな中で持続可能な社会などできないということで、これは市民が契約して国家を作ると、紛争は司法によって平和的に解決するんだと、こういう形でやっているのが近代司法の始まりである。

何かと言えば社会を平和的に維持するためには、司法が不可欠である。これというのは、過去の話ではなくて、現在でも通用するわけである。例として言わせていただくと、アラブの春が何で起きたかと言えば、あれはブアジジという露店商が警察から理由もなく露店を撤去させられた。それに対して、ブアジジは文句を言いに行ったら、それを聞いてくれなかったと。自律的人格を持っているブアジジは、自分の意見を国家が正式に捉えてくれないということで焼身自殺を図った。

それが同じような感覚を持っていた人たちに広がっていったアラブの春というようなことが起きているわけである。要するに、自律的人格を持った国民が紛争で正しく自分の意見を主張できると、紛争を平和的に解決する場に出てこれるということがあって初めて、国家は安定するのだと。これがSDGs 16で、持続可能性のある社会を作るのに何で司法アクセスが書かれるかということの根拠だと僕は思っている。

そういう意味では、弁護士というのは、平和を維持する、安定した社会を維持する、社会的な公器でもあるわけである。だからこそ、それに対してお金が出ていくと。国家は、自律的存在としてのあらゆる人が、紛争において自分の意見をちゃんと主張して、勝つ、負けるはそれは裁判であるから仕様がなくて、きちんと意見を言えるという制度を用意しなければいけないと。

その中で、お金がある人たちは自分たちでやってくれと。だけれど、貧しい人たちには、それは国家がお金を出してちゃんとした意見を言えて、正しく自分の権利を主張できるような場を作ることが、それが社会を平和に安定させる原因であると考えられるんだと思う。

だからこそ、市民社会、市民革命を経験してきているヨーロッパでは、司法予算が厚い。それは、なぜかと言えば、彼らはそれが分かっているからである。司法がないと、国がどうなるかということ分かっていると。そういうようなものであると、だからこそ予算が必要であると。その中で大事なものは、誰が国の予算でやるべきかと言ったら、これはマイノリティの人たち、お金がない人たち、こういう人たちこそ正に国家が支えなければいけないの

だと、これは正に会長が冒頭でも言ったけれども、インクルーシブ社会を作るということの実践でもあると思う。

そういうような形であるので、是非そういったことも含めて何で国が予算を出さなければいけないのかということ、これから国会で闘わなければいけなくなると思うので、是非私の言ったようなことも参考にしながらいろいろ御検討をいただければと思う。感謝申し上げます。」

宮城朗会員（東京） 「第4号議案において、御提案の3項目の決議について、賛成する立場から意見を述べる。冒頭で御指摘のとおり、資力の乏しい者に対し、裁判を受ける権利を実質的に保障し、法の支配を行き渡らせる経済的支援を行うという民事法律扶助制度の本来的目的に鑑み、第1項の代理援助費用に関する原則的給付制の採用、第2項の法的支援が必要な事件範囲の拡大、第3項の制度を持続可能なものとするための弁護士報酬の適正化は、いずれも是非とも実現されるべき喫緊の課題と認識している。

ただし、今回の御提案の中に言及のなかった問題として、一つだけ追加を御検討いただけないかと考える問題がある。それは、第2項の法的支援が必要な事件範囲の拡大に係る

問題と考えているが、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、その前段階の問題として、自らが直面している法的紛争を、あるいは法的な問題が、果たして法的救済を受けることが可能か否か、その判断を専門家に判断を仰ぐということが必要と考えられる。

通常の事件であれば、それは法律相談を行った弁護士が、当事者から事情聴取し、自らも法的知見から判断して、訴訟提起、調停、審判、その他の法的手続により救済が図られるかどうか、直ちに判断することは多くの場合は可能と思う。

しかし、それが直ちに判断できない事件分野の一部には存在し、それは弁護士の正式な事件受任以前に、専門的事柄について様々な方法を用いて、ある程度時間をかけて調査検討することが必要な案件である。

例えば、医療事件における調査受任の手続が典型例であるが、そのほかにも法的評価の前提として、科学技術に関する専門技術的な事柄が前提事実の認定において問題となるいろいろな事件分野があり得る。医療事件について、最も影響が大きいのでその点に絞って述べる。医療事件は、現在、東京地裁、その他の高裁所在地の裁判所では、専門性の高いものとして集中部が設けられ、提訴に至るまで非常に綿密周到な準備が求められている。

最初に診療記録を入手し、かなりの時間と労力をかけて、その分析検討を行い、これと関連する専門医学文献の収集・検討・照合を行い、専門医と面談して意見聴取を行う。相手方に対しても説明を求める交渉を行う。

これらを全てきちんと提訴前に済ませておかないと、専門集中部である裁判所にはまともに相手にしていただけない、このような状況となっている。しかるに、現在法テラスでは、調査受任という事件類型が設けられておらず、患者側で医療事件を受けるためには、示談又は訴訟提起を前提とした受任という形にならざるを得ない。

しかし、これでは調査検討の結果、立件が不可能という結論になってしまった場合、示談訴訟として受任していた弁護士は、進退両難の立場に立たされて窮地に立つ。また、それらの調査を行うために、医療機関からカルテ開示を求める場合のその開示手数料、専門医と面談する面談費用、これらも法テラスからは出資されない。

このような状況では、相談者が調査を希望しても、法テラスを利用できないために弁護士としては、二の足を踏むことは多くなることは明らかで、これは裁判を受ける権利の障害となっていること、その辺りを理由の中で若干触れていただけると有り難い。以上である。感謝申し上げます。」

議長 「宮城会員に確認であるが、今の理由の中で若干触れていただきたいという御発言であるが、それは何らか修正を求めるという、修正案の提案か。」

宮城朗会員（東京） 「もし可能であれば、そのようにお願いしたいと思うが、この段

階では、難しいということであれば、今後の法テラスの制度の改善の中で御検討いただきたいということになる。」

議長 「であれば、一旦この段階で執行部として、今の宮城会員の発言について、修正について、いかがお考えかお聞きした上で、どうするか決めたいと思う。」

菅沼副会長 「感謝申し上げます。貴重な御意見として受け止めたいと思うので、そういうことで御理解をいただければと思う。」

議長 「ということであるが、宮城会員、いかがか。」

宮城朗会員（東京） 「分かった。」

星野圭会員（福岡県） 「私は、この決議案に賛成する立場から意見を述べる。私は、普段いわゆるマチ弁として民事、家事、労働事件等に従事しつつ、日弁連の貧困問題対策本部や福岡県の生存権対策本部に所属し、生活困窮者、貧困状態にある方、障がいのある方を支援する活動も日常的に行っている。

その実感として、本決議は非常に時宜にかなったものであり、また弁護士としても期待を込められる内容と考える。

まず、本決議案が掲げる原則給付制の採用は、今まで司法アクセスが事実上困難であった市民の権利実現につながる。生活保護に至らない生活困窮者、例えば私が法律相談に接する非正規労働者等は、弁護士による支援の期待を持ちながらも、法テラスの負担が困難で泣き寝入りを強いられる場面が多くある。弁護士による法的支援の有無が、経済力によって極端に左右される状況は、健全ではない。

次に、民事法律扶助制度の範囲拡大は、早急に実現されるべきである。福岡県弁護士会では、精神保健当番弁護士制度や生活保護当番弁護士制度を実施しており、私自身も含め多くの会員が精神障がい者や生活保護対象者の支援に当たっている。

そこで行っている支援は、本人の言いたいことを法律に当てはめて表現し、その権利や人権保障の実現を図るもので、正に弁護士に求められる役割そのものである。

また、最近では、破産事件で管財人の選任率が上がっている一方で、管財費用の予納金について、生活保護利用者でなければ法テラスから立替えを受けられないという実態もあり、生活保護を受けていない生活困窮者の破産処理に支障が出ている。運用の改善も含めて、扶助の範囲拡大は、喫緊の課題と言うべきである。

最後に、報酬基準の適正化は、私個人的にも早期に実現していただきたい。私自身、年

間の受任事件に占める法律扶助事件の利用割合がかなり高かった年度は、いわゆる低所得状態になった。そのような状態が続いているのは、貧困者支援どころか、弁護士業務を続けることさえ困難になる。

以上から、私はこの決議案に強く賛成するし、この決議案を下に日弁連でも是非決議内容の実現に向けて、今後も具体的な活動をしていただきたいと考えている。以上である。」

及川智志会員（千葉県） 「本決議の方向性には異存がない。しかし、先ほどの質疑も含めて考えると、書いていないことが多すぎて、このままでは反対をせざるを得ない。

まず、原則給付制、原則なので償還金120億円丸々なくなるわけではないという御説明であったが、ではこれがいくらなのかということは書いていないと。難しいのであろうが、ただいずれにしても巨額の財源確保が必要になるはずで、そのためには、市民、納税者の理解が必要だとそういう説明であった。

しかし、市民の理解が必要だということは書いていない。書いていないことを認めていた。これは市民に向けて発信するんだということもおっしゃっていた。そうすると市民に向けて発信する決議に、市民の理解が必要だということが書いていないということになる。明文で書く必要がないとも説明された。本当にそうであろうか。

市民の理解が必要であれば、ここは肝だから厚く詳細に書く必要があるはずである。しかし、書いていない。それから、業務量調査のデータは必須である。しかし、これも書いていない。理由としては、個別性が強い、丁寧な分析が必要なので書いていないのだということであった。であれば、これは世論、マスコミを説得する重要な事実であるから、分析がきちんとできるまで待つべき。そうでないと説得力がない。世論の理解は得られない。

それから、法テラス離れが、これも重要な立法事実だということは説明があった。しかし、このことについては、美しく書いてあるということであった。美しく書いてあるということはよく分からないが、問題はデータや事実に基づいて書いていないということである。法テラス離れがどのくらい進んでいるのか、今調査されているとおっしゃっているわけであるから、しかも研究者に意見を求めているとおっしゃっているわけであるから、これができてから、これをきちんと分析的・説得的に書く必要があるデータ、研究者の見解を下に、ここも誤解を生みかねないところであるから、厚く丁寧に紙幅を割いて、ページを費やして、学者、研究者、第三者的な意見を含めてきちんと書く必要があるが書いていない。

このように、重要な事実、立法事実なのに書いていないことが多すぎる。説得力がない。そうすると、少なくとも弁護士の報酬基準の引上げにはつながらないと思う。

であるから、方向性には異存はない。できればもっと頑張ってください、今回は、練れていないと思う。もう少し練ってください、今申し上げたような事実を盛り込んでい

ただいて、説得的なものにしていただく必要がある。

であるから、今回一旦撤回していただいて、もう一度出し直していただきたい。そうしていただけないのであれば、反対せざるを得ない。以上である。」

議長 「今の最後の結論部分であるが、反対というのは分かったが、もう一度出し直してほしいというのは、一旦これを引っ込めて、再提出を求めるという動議的なものであるか。」

及川智志会員（千葉県） 「おっしゃるとおりである。」

議長 「ただ、議事規程上、再提出に関する規定はない。そこで修正案として、何か提案されるのか。それとも、今日のこの総会で結論を出すべきではないという続会と言うか、休会と言うか、そういった動議に切り替えられるか。それはいかがか。」

及川智志会員（千葉県） 「後者である。今ここで、今申し上げた重要な点を修正することは難しいし、それを皆様に知っていただくのは無理だと思うので、続会にさせていただきたいと思っている。」

議長 「そうすると、続会については、議事規程上、明確な規定はないが、一般的な解釈では、続会とは、何らかの理由で総会が終了しなかったために、後日継続して同じ議案を審議することを意味すると考えられているようである。

本決議案については、日弁連理事会での審議を経た上で本日上程されているものであるが、この続会の動議についての提出要件はないと考えられるので、一人でも動議としては成立することになると考えられる。

そこで、続会について、採決をするという進行になるが、執行部としては、この点について、動議は一応成立しているということになるが、それについてどういう御意見になるか。」

議長は執行部に意見を求めた。

菅沼副会長 「発言の機会を頂き感謝申し上げます。執行部としては、この決議案は、関連委員会や弁護士会の意見照会も行い、理事会でも何度かにわたって議論をした上で提出をしている。また、本日もいろいろな御意見を頂いたところであるので、このまま採決を行っていただきたいと考える。」

議長は、続会の動議について採決に入る旨を宣した。

議長 「執行部の見解は理解した。では、動議として成立しているもので、ただ今の及川会員の続会の動議について、お諮りしたいと思う。」

続会の動議について採決が行われ、挙手による採決の結果、反対多数で否決された。

原田直子会員（福岡県） 「私は今、総合法律支援本部の本部長代行を務めさせていただいており、その中で実施した家事事件の業務量調査の取りまとめの座長をしている。本当に今日までにまとめたかったのであるが、できなかった。申し訳ない。

しかし、過去に日弁連で出している適正な報酬やそれから報酬の目安やいろいろなものと兼ね合いをしながら、説得的な意見、取りまとめをするために努力している。先ほど菅沼副会長が言ったように、半年、1年ということではなく取りまとめを進めたいと思うので、是非御理解いただきたいと思う。

その中で明らかになったのは、まず会員が、自分の報酬を削ってでも被援助者の負担増につながらないように頑張っておられるということである。先ほど、東谷会員からの発言もあったが、離婚の援助決定を受けた後、例えば婚姻費用や面会交流についての援助決定を受けずに、その解決を図るとか、養育費10%というのを忍びないので放棄するとかというような御意見が散見された。

やはり、これは償還制の弊害であり、被援助者側の利用障害というだけではなく、弁護士立場からしても給付制が重要であるということが言えるのではないかと思う。

それから、扶助と私選を比較した場合の差が50%ぐらいになると先ほど御報告いただいたけれども、回答していただいた現実の事件を私選で受けたらどうなるかというのと、想定した事例の中で私選で受けたらどうなるかと、両方とも私選と扶助の差は、やはり50%、もっと低いものもあるというような結果が出ている。

このような業務量と報酬のアンバランスが、一部の会員に困難な案件が集中するというような弊害を生んでいるのではないかということも推察される。

現在、民事法律扶助を担っている弁護士の割合は、会によってかなり違うけれども、先ほど菅沼副会長からも御報告あった民事法律扶助契約アンケートの暫定集計であるが、先ほどは、これからどうするか悩んでいるという人の割合を言ったけれども、今契約していて、引き続きやるという人の割合は半分である。特に10年未満の方は、4割に満たない回答になっている。

これは、やはりその理由として聞いているところでは、報酬が低いというのが第1位、

2番目は、手続が煩雑だという回答が多く、やはり報酬問題の解決は民事扶助制度の持続的な発展に不可欠な課題だと考えられる。

しかし、弁護士報酬の見直しは、立替え、償還制のままでは、利用者の負担につながるもので、給付制の実現とともに行って初めて市民の支持も得られると思うし、利用する弁護士も安心して相談者に勧めることができると思う。

今回ひとり親支援の方策が進んだことは大きな一歩だと思うが、それはやはり今国全体とひとり親をどう支援するかという流れに沿った結果ということも言えるので、それにとどまらず、扶助制度の改革を進めるためにこの決議を採択し、これを一つのきっかけとして、各弁護士会でも決議をあげるとか、あるいは記者クラブとの懇談を行って、マスコミに理解を得るとか、そういう努力をしながら日弁連を挙げて取組を進めていくことを希望して、賛成討論とさせていただきます。」

武内更一会員（東京） 「この決議案に反対する。以下、理由を述べる。話は、ずっと出ているが、この国の予算が出ていない、少ない。これが全ての根源である。ここにメスを入れず、どう修正したらいいか、どう増やしたらいいか、交渉していても増えるものではない。

そもそも国、法務省、政府、これは司法の扶助の予算を増やす気がない。これはもう実数上明らか。年間で150億扶助予算が出ていると言うが、この10年、全然変わっていない。入口のところでグラフを示した紙を配ったが、そのとおりであり、なおかつもっと問題なのが、このお金がどう使われているかということである。150億のうち扶助のお金に回っているのは約50億、あとは経費である。設備費、人件費、しかもそういうものは、この数年どんどん増えてきている。

その結果、国の扶助予算で個々の扶助に回っているお金はどんどん減ってきている。ちっとも増やそうともしないのは国、これは実態である。このグラフを是非見ていただきたい。このグラフの出典は法テラス白書、その数字を拾ってきた。まとめたのは、この表である。

そもそも日本のこういう法律扶助予算が極端に少ないというのは、北歐、イギリス等に比べても非常に少ないということは明確である。これもグラフで示したとおり、どこに日本があるのか分からないぐらいの数字が実態である。

それにもかかわらず、彼らは全然増やそうとしていない。では、増やそうとしない相手に増やさせるためにどうする。これは一般の労働者の労働と一緒にある。正にブラック企業に雇われているのではないかと。そうしたら賃金を払わない経営者に対してどうするかというのは、労働者だったらストライキである。また辞める人も出るであろう。そういうふうにするしかないのではないかと。

それを今の制度を大前提にして、それを続けながら修正を図っていくということは、できないことをやれと言っているに等しいと私は思う。

もちろん、イギリス等の扶助の先進国と言われている国では、過去何度も弁護士たちが扶助予算の増額、又は切り下げの反対闘争をして、ストライキ等をやっている。そういう動きがあるからこそ、イギリス、北欧では、ああいう扶助の予算の水準を維持できていると思う。この開きは10倍以上の開きになっている。これは、つまり闘うか、闘わないか、この2点の違いにあると私は思っている。

だったら、この法務省の政策、司法に金を出さないというこの政策を正面に出して、批判すべきではないか。それが闘うということ。

私も、簡単にストライキをやれとは言わない。ストライキは大変困難だし、議論しなければいけない。しかし、それを十分議論して、場合によってはストライキやるぞということを本当に示して、闘って、対決していかなければならない時期に来ているのではないか。それが、私たちの考え方である。

しかも、最後に言いたいのは、この法テラスという仕組みは、元々財団法人法律扶助協会があって、それが潰されて法テラス、国の独立行政法人が行う法テラスになった。その過程で、自民党の司法制度調査会の議員は、何と言ったかといえば、弁護士会は外せと、つまり国が予算を出す以上は、弁護士会の関与を外させるというので、扶助協会制度を潰したのである。

そして、全て人事を法務省、法務大臣が仕切る。また、運用基準も法務省が全部仕切る、そういう仕組みにしてしまった。つまり、彼らは、金を出さないという意味だけではなくて、出さなくていいように仕組みを作ってしまった。この悪脱な考え方をやはり糾弾しなければいけない。これは日弁連こそが糾弾しなければいけない。個々の扶助事件をやっている人に事件やるなどとは言わない。言えっこないが、しかし、それは日弁連として、この制度を容認している姿勢が問題なのである。ここを直せという取組をすることを私は訴えたいと思っている。以上であるので、こういう決議案を何度も何度も通していても、それで変わるものではないというのは、リアルな政治だと思う。以上である。」

山本志都会員（東京） 「私は今回の提案を見て非常に驚いた。提案理由の中で、やはり弁護士が現場で一番問題にしている弁護士報酬の改善、適正化ということが、提案理由の中で1ページぐらいしかない。本当に薄っぺらにしか書いていないというところに驚いた。

会長選挙のときに各候補の方が地方のいろいろな意見を聞いて、やはり法テラスはすごい問題だと、みんな口をそろえておっしゃっていたと思う。

各地方会にこの提案について、意見聴取をしていると思うが、多くの地方会から、この

ままでは問題があるという修正意見が出ていると思う。今回の三つのものの中で、弁護士報酬の改善ということが、これだけ肯綮化してしまっているところのどこに会員の意思が反映されているのかと非常に思う。

この弁護士報酬の問題というのは、法テラスを受けている人だけではなく、一種の公定価格のようなものであるから、弁護士全体に波及する影響というのがあまりにも大きいものである。全ての弁護士が加入している団体として、適切な意見表明をすべきだと思っている。

そのような観点からすると、法テラスの不合理的な運営、これは私もとても困っているけれども、細かく細かくいろいろな報告をさせたり、勝訴の見込みについて、事前に細かくやり取りをさせて、訴状案を出せと言ってきたり、それから不明確な報酬基準でどうしてこういうふうになったのかということが全く分からない。

こういうことについて、全く批判がされていないと思う。つまり、全く弁護士目線に立っていない中身になっているのではないか。また、戦略的にも、私は三つの点、最終的に目指していくということは、やるべきだとは思っているけれども、範囲を拡大するとか、給付制ということの一番最後に弁護士報酬の改善というのを持ってきたら、結局その前の二つが実現が先行されることになって、後回しになってしまうのではないかということ非常に危惧している。

先ほど、提案理由の中で副会長は、市民に実情を理解してもらうために声明を出すんだと、声明というのはそういう意味もあるんだとおっしゃった。しかし、そういうことであれば、市民に弁護士報酬についての実情というのを理解していただくために、きちんと説得力のある弁護士報酬についての改善の方向性というのを示すべきではないかと思う。そういう意味で、私は今回の提案に反対する。」

佐藤昭彦会員（札幌） 「この第4号議案の審議に当たり、おそらく唯一反対をした弁護士会の会長として、これから少しだけ意見を述べさせていただく。及川先生がおっしゃったような懸念であるとか、今山本会員がおっしゃったような懸念が札幌会にもあり、このままでは反対をすべきであるという意見が多数であった。

ただ、このまま反対するだけで本当にいいのだろうか。反対の理由の中身というのは、実は今後三つの目標を達成するに当たって考えていくべき事柄なのではないだろうか。現時点でここがクリアできていないから、反対をすべきだというのは、やはりどうなのだろうかということで、3月1日の常議員会で賛成に変えた。当会は、この決議案に賛成をしたいと思う。

ただ、改めて申したいのは、この予算の拡充に当たって、非常に努力が必要だということと、拡充された後に業務に対するかなりの締め付けが来るのではなかろうかという懸念

がある。その点については、是非排除する形で進めていただければということが1点。

報酬基準、それから応能負担の制度設計によっては、私たちの日常の報酬基準に大きな影響が出てくる可能性もあるのかなと思う。これは、予算との関係でも難しい問題になるのであろうが、是非難しいことではあるが、素晴らしい三つの目標を次年度以降実現していただきたい。であるから、今日この場で決議をして新しい目標に向かって進んでいければと思う所存であり、私は、この第4号議案に賛成する。以上である。」

齋藤拓生会員（仙台） 「結論としては、今日の段階では反対せざるを得ないということをお願いしたいと思う。この決議に書いてあることについて、反対する弁護士はいないと思う。

賛成討論で述べられた方々の意見に対しても、私は全く異論はない。ただ、さっき及川会員が指摘したような問題である。巨額な予算が必要になるんだけど、どうするのかとか、実態の分析ができていない。先ほど福岡の代行の方が詳しくお話しいただいたが、ああいうことを聞くとなるほどと思って説得力を増す。どうしてそれを書き込めないのか。1年も2年も、先延ばしにするということはないと思う。すぐできると言っているのだから。1か月や2か月でできるというのだから、6月の定期総会でいいのではないか。

先ほど議長のほうで、続会の動議というふうにされたが、及川会員の言っていることを付度すると、今日撤回して、6月にきちんと練り直して、不十分なところ、実態調査の結果、書き込んで出していただきたいと、それで間に合うのではないか。

これがなければ、今やっている活動ができないとか、そんなこと全くないと思う。今日、何が何でも決議しなければと。そういう意味で、私は今日このまま練れていない内容で決議することには反対であるという意見を申し上げる。以上である。」

議長 「今の発言は、反対意見という結論でよろしいのか。それとも、何らか動議を出されるのか。」

齋藤拓生会員（仙台） 「皆が動議を出すわけではないので、意見だということで、私は反対だと言っている。」

議長 「承った。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第4号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

議長は、全ての議事の終了を宣した。

小林会長から次のとおり挨拶があった。

この会場で最後まで臨時総会に残っていただいた会員の皆様方、そして全国の各地でオンラインで視聴いただいている皆様方、本当に本日の臨時総会決議に加わっていただき、感謝申し上げます。

橋本議長、それから早稲本副議長、それから福岡の小倉副議長、本当に議長団として運営の取りまとめ、しっかりとした議論と迅速な運営をしていただいたことに御礼を申し上げます。

1号議案の中で、いろいろ御意見もあった。私は、中国地方弁連にお邪魔をしたときに、よりそい弁護士制度というのを、日弁連どう考えているんだと、会長答弁しろということをお岡山弁護士会の会員から質問があり、私は前向きに考えるべきであると、こういう答弁をしている。

今日、御出席の多くの皆様方は、この罪に問われた障がいを持っておられる方の刑事弁護だけではなくて、多くのやはり困っておられる社会福祉的な支援をしていく必要がある方、ホームレスあるいはよりそい弁護士制度ということで、広島を始め、これは一番しっかりやってこられたのは、愛知県弁護士会であろうか。

各地でこういった取組が進んでいる。これは弁護士会の取組である。そういったものに対して、日弁連としても支援のエールを送りながら経済的な策を講じていくと、これは大事なことである。私は、これを否定するつもりもないし、今、少年・刑事財政基金には、それなりの基金が残っているけれども、しかし、これも限りがある。

そういったことで、ゆくゆくはこれは国費として、国の財政資本を求めていかなければいけない重要な人権課題であり、日弁連が法テラスに委託をしている刑事・少年を含む9事業、これは国費化を目指すという大きな目標の下で、特別会費で暫定的な支援を行っているというものである。

私は、今日の御意見を聞き、改めて委託援助事業の国費化に向けて、あらゆる方策と努力を傾注したいと思っている次第である。

会長は冒頭でウクライナについてウの字もないじゃないか、と高山会員から言われたが、私は、昨年弁連大会に行った際、必ずこの問題を冒頭で話をしてきた。1月の新年式、も

ちろん、去年の4月の役員披露の中でも、まずこの問題を戦争と平和、ウクライナによる国連憲章、そして領土と主権を侵害する軍事侵攻、これは到底許されることではない。日弁連としては、この問題について、できることをやっぺいこうではないかということで、G7加盟国のバーリーダーズ会議でも、共同歩調を合わせて、これについては声明を出しっぺいこう、4月の下旬には、各地のG7加盟国のバーのリーダーも集まることになっており、この問題について取り上げてっぺいこう、ということで今準備をしているところである。

引き続き、私どもも戦争と平和という課題には、しっかりと向き合いながら我々にできることを成し遂げていきたいと、そういう思いであるので、高山会員、是非御理解をいただきながら、先頭に立って私どもと一緒に活動していただけることを願っている次第である。

最後の4号議案は、本当にこれは大きな課題である。昭和27年、1952年に法律扶助協会が財団法人としてできた。ファンド100万円、東京三会から寄付金の160万円、260万円できた。それを給付制でやった。完全給付でやった。しかし、どんどん給付でお金が出てっぺいって、相手方から利得があれば、その中から回収できるではないかという見通しを持ってっぺいたわけだけれども、すぐ財政破綻になって6年後には、昭和33年にあのはときは多分3000万ぐらいだったかと思うけれども、国から予算が、これは補助金であるが、出るようになった。

そのときに、これは時の大蔵省は徹底して利得を得ようが得られまいが、償還をする。しかもその後、進行中償還ということで、被援助者からお金を取り立てるということになって、利息のない取立金として、取立制度として今償還制はあるわけである。だから、これは債務負担であるために、先ほど菅沼副会長が申し上げたように、未成年者、そして成年後見、本人負担、これは認められないわけである。扶助制度が認められてっぺいないわけである。それは債務負担だからなのである。こんな制度をとっているのは、私が冒頭にも申し上げた、欧米、扶助先進国を始めG7でも、日本だけである。お隣の韓国も日本の償還制を、言っぺてみれば倣っぺてとっぺたけれども、もうとっぺくに償還制はやめている。

我々は、早くこれを変えてっぺいかなければっぺいけない。やはり法務省だとか、財務省と大きな壁があるという、その大きな幻影に惑わされて、私たちは闘うことを忘れてっぺいたのではっぺないか。私たちは、本当に今一致団結して、頑張らなければっぺいけない。

そういう意味で、今日大きな旗を掲げてっぺいただいた。応能負担、原則給付制、そして扶助の対象事件も増やしながら、この持続可能性のある法律扶助制度を維持してっぺいくためには、弁護士報酬の適正化、増額、こういっぺたものを目指してっぺいかなければっぺいけないと、これで大きな旗を立てて闘っぺてっぺいくと、そういう意味で橋頭堡ができたわけであるから、是非反対の手を挙げられた方も何人かおられたが、心を一にして、私たちは、今私たちの法的な支援を必要とする人たちがたくさんいる。これからもある。そして、これを私たちの

後につないでいかれる後進も、私たちの後に続いていくわけであるから、そういった人たちのためにも、今、我々は犠牲を払って未来のために頑張っていかなければならないと、そんなことを考えながら、私の任期はあと1年余りしかない。

2年でできることというのは、本当に限られている。しかし、その中で、全力を尽くすと、そして次にバトンをつなぐ、これが日弁連の姿だったと思う。

だから、我々としては大きな意志を持って、そして闘うときには闘いながら、そして法曹三者の連携も図りながら、そこら辺のところはうまく調整をしながら言うべきことを言って、法務省とともに、あるいは最高裁とともに、議員の皆様方にも御理解を得ながら財務省とも我々は協議をして、私たちの様々な制度、実現に向けて頑張っていくと、予算もとるとそういうことも頑張っていければと思っている次第である。

引き続きの皆様方の御支援・御理解を賜りながら、日弁連は一つ、気持ちは一つであるから、私たちが頑張らなくてどうするのかという思いの下に、どうか今後とも頑張ってもらいたいと思う。

まだ、私はあと1年1か月あるので、皆様方に御支援を賜りながら、全力で会務執行に総長、次長、そして副会長、それから理事会構成メンバーの各地の会長の皆さんとともに頑張ってもらいたいということを申し上げて、最後の御挨拶とさせていただく。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。感謝申し上げます。

議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以 上

(調査室囑託 桐原 明子 工藤 杏平)